

## 資料1

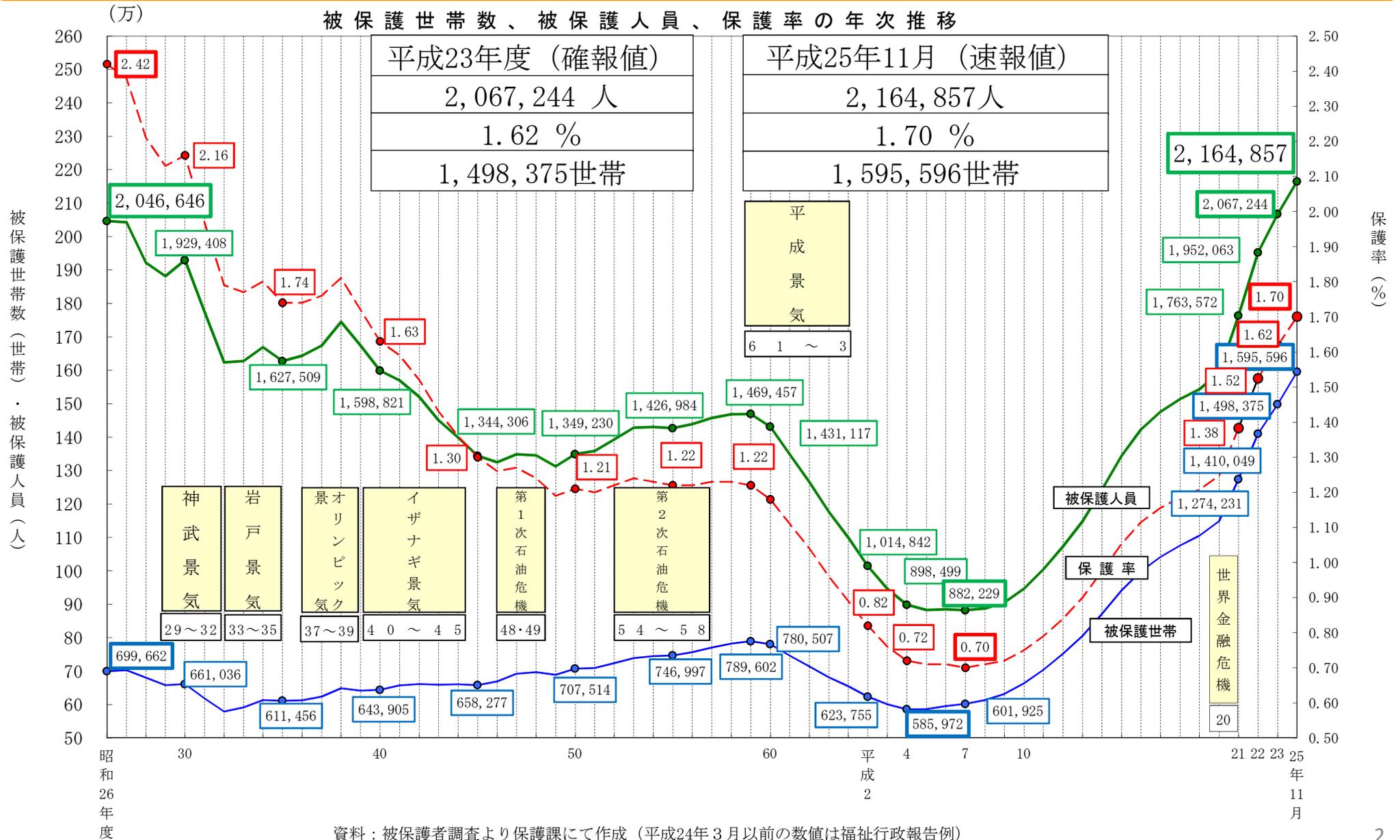
26.4.24・25生活困窮者自立促進支援  
モデル事業等連絡会議

# 新たな生活困窮者支援制度の創設

# 生活困窮者を取り巻く現状

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

## ◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

## ◆平成25年10月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,586,420	719,398	112,057	466,335	288,630
構成割合 (%)	100	45.3	7.1	29.4	18.2

資料：被保護者調査（平成25年10月概数）

3倍強増

### 世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

### (参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

・20～29歳：5.3%

・50歳以上：53.5%

(平成23年)

## 新たな生活困窮者自立支援制度の主な対象者

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、**生活保護に至る前の自立支援策の強化**を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、**生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。**

### 【主な対象者】

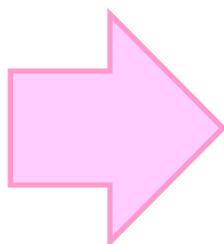
現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)  
(参考：その他生活困窮者の増加等)
  - ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成24年：35.2%
  - ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成23年：23.4%
  - ・ 高校中退者：約5.4万人(平成23年度)、中高不登校：約15.1万人(平成23年度)
  - ・ ニート：約60万人(平成23年度)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
  - ・ 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
  - ・ 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

## 生活困窮者支援の現状

### 【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
  - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
  - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施（横浜市）  
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
  - ・ 住宅支援給付（平成25年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施） 【実績】常用就職率 58.5%（平成24年度）
- 貸付・家計相談
  - ・ グリーンコープ生協においては、きめの細かい生活相談に併せて貸付を実施  
【実績】平成23年度末までの貸倒率 0.97%
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
  - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）  
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体:89.5%
  - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）  
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）

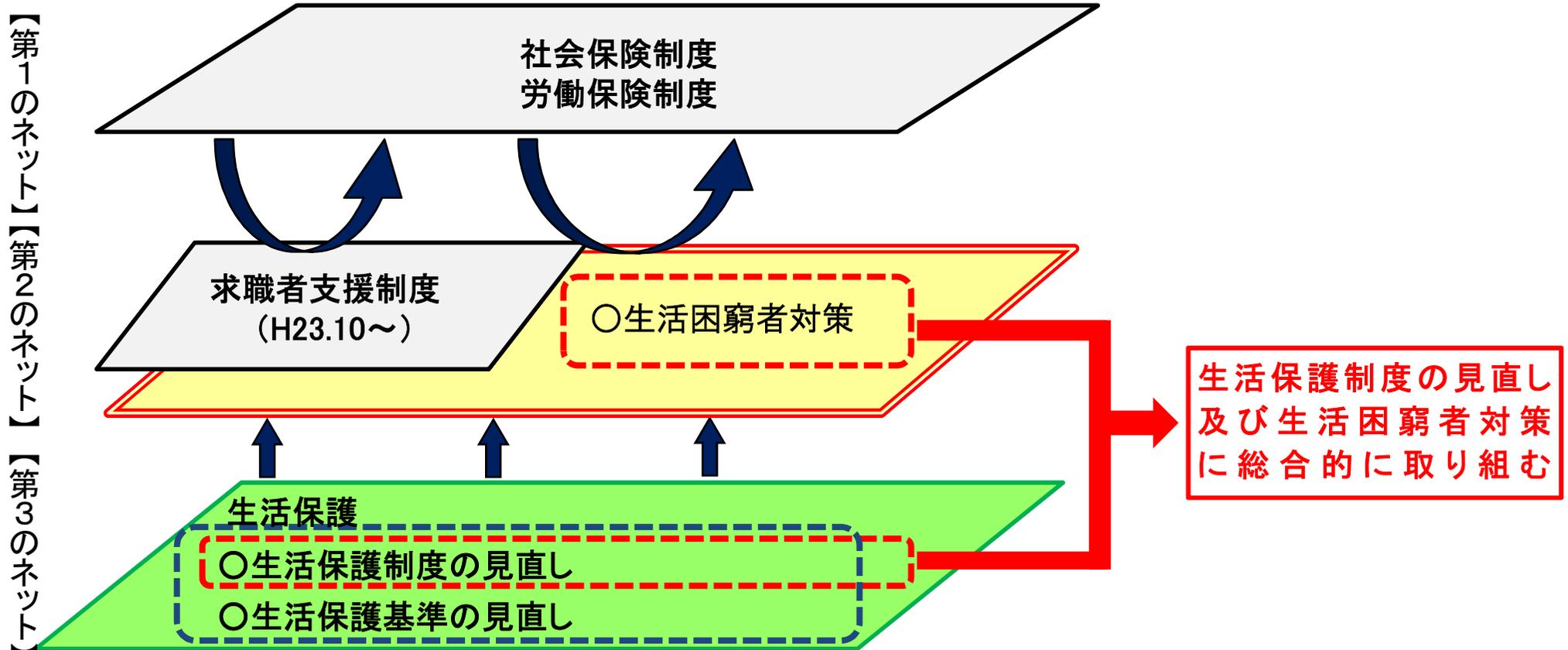


### 【指摘されている課題】

- 一部の自治体のみの実施
- 各分野をバラバラに実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如

# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



## 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

# 生活困窮者自立支援法について

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 対象者の考え方について

※ 平成25年12月10日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1（抜粋）

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

（回答）

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第2条第1項）である。（※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。）
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。（※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。）
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。  
また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。  
この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。
- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

## 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。  
 ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に一定期間を要する者

### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

早期就労が見込まれる者

### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

### ◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

### 子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

### その他の支援

### ◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

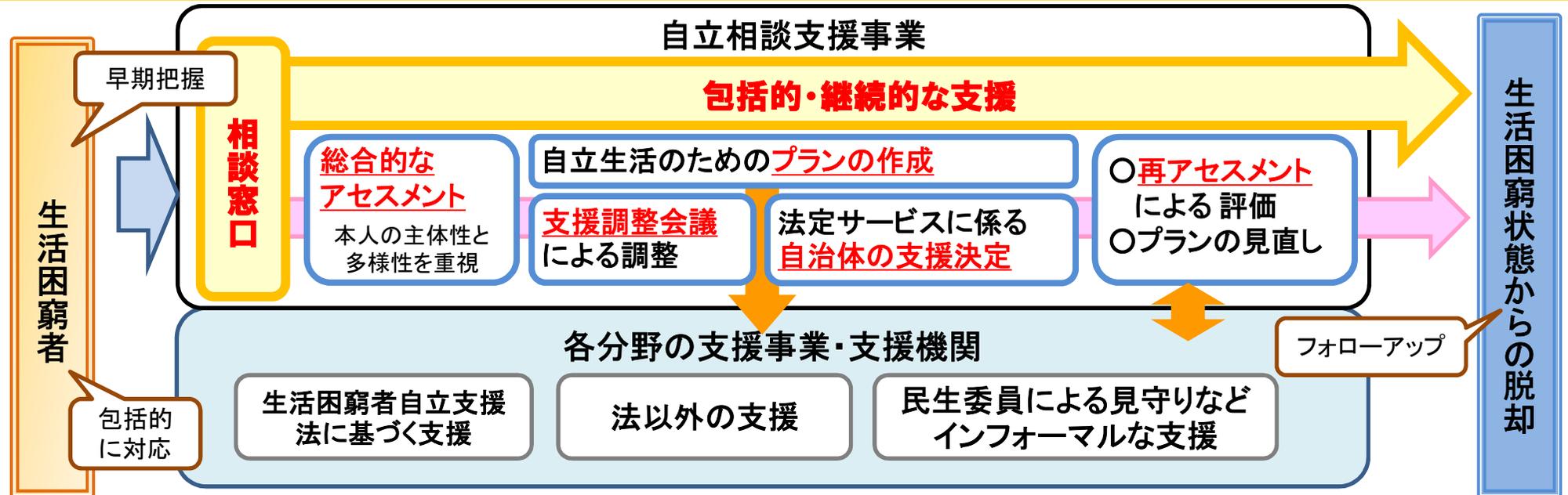
基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

# 自立相談支援事業について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

## 自立相談支援事業の体制について（案）

- 自立相談支援事業については、以下の3職種を配置することを基本とすることを考えている。
- ※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討する予定。自立相談支援機関においても、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成</li> <li>○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援</li> <li>○ 社会資源の開拓・連携 など</li> </ul>
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者への相談支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメント、プラン作成</li> <li>・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施</li> <li>・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ など</li> </ul> </li> </ul>
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者への就労支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークや協力企業などとの連携</li> <li>・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓 など</li> </ul> </li> </ul>

# 住居確保給付金について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。
- ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）の制度化を図る。

## （参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

### ➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

### ➤ 支給要件（東京23区の場合）

- ①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下
- ②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下
- ③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

### ➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円 複数世帯：69,800円

### ➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数 154,493件（平成21年10月～平成26年3月実績）

◆ 常用就職（※）率 平成25年度実績：75.4%（平成21年10月～平成26年3月の累計実績：44.7%）

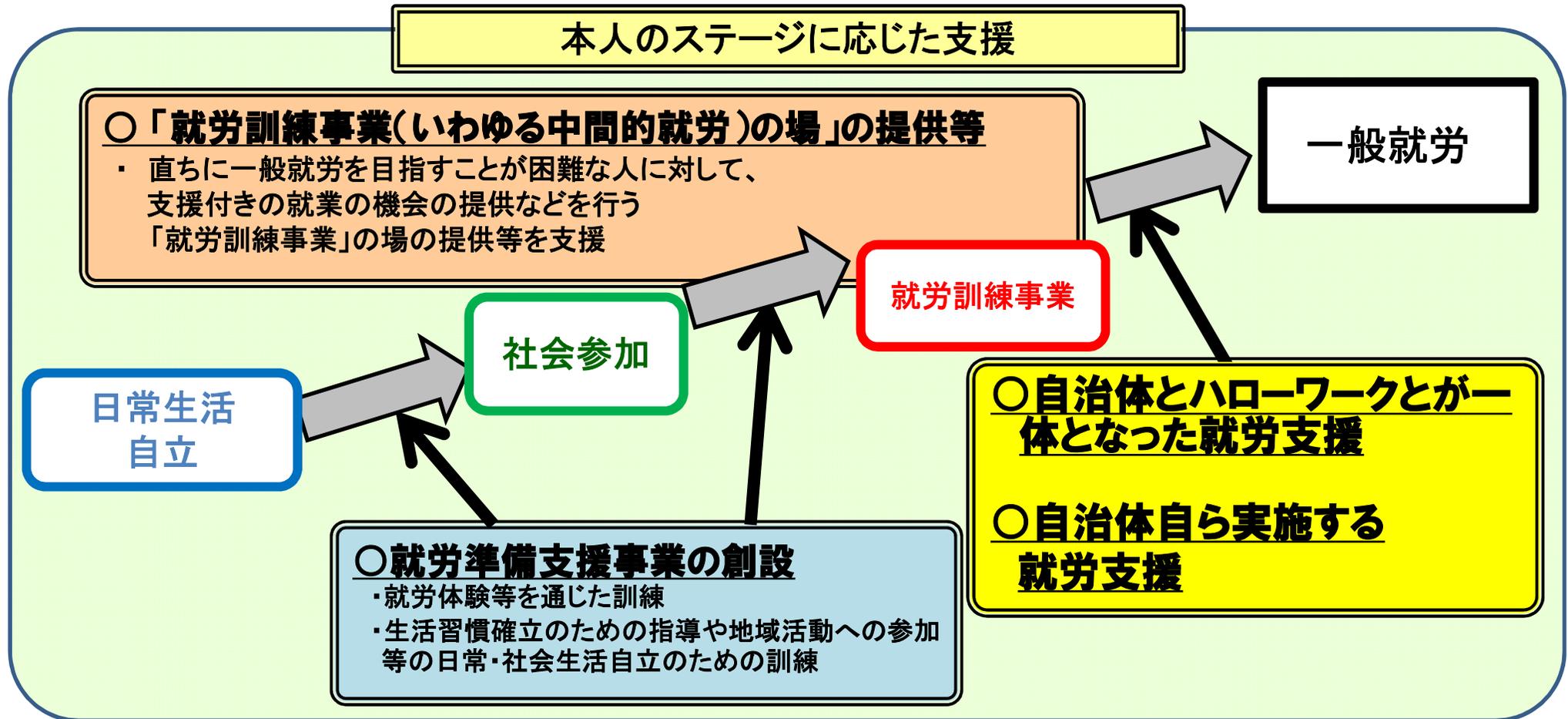
（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

## 期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

## 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

## 生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会(平成25年12月10日)資料

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当で構成される就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟な働き方を認める必要がある者	就労訓練事業(中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る(就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

# 就労準備支援事業について

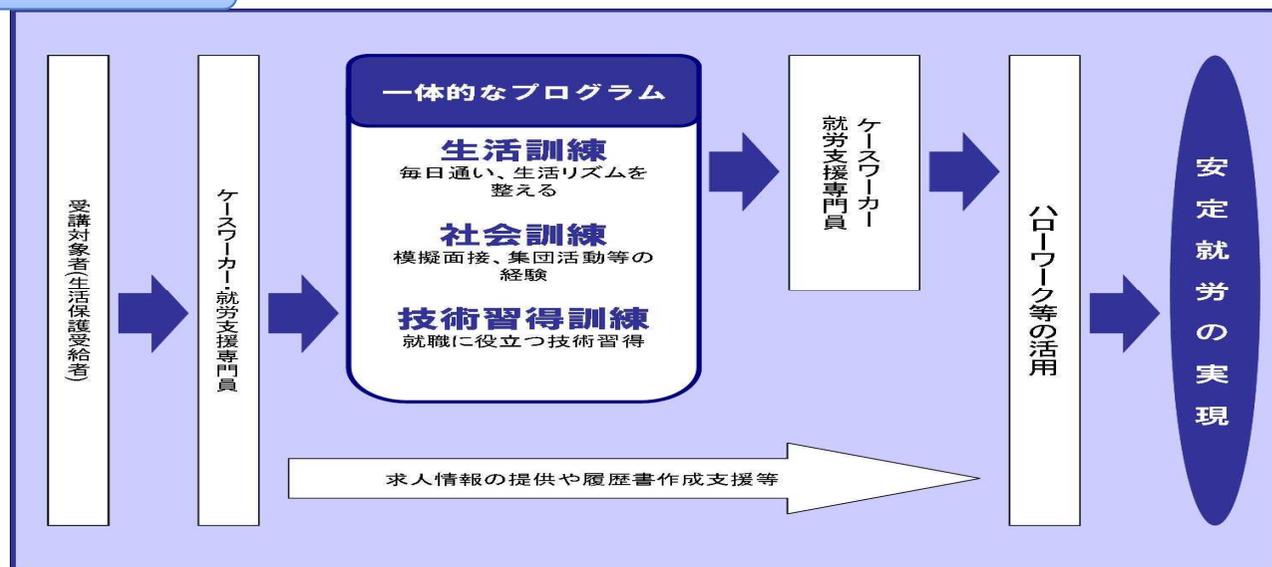
## 新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

## 支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

### 横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



## 期待される効果

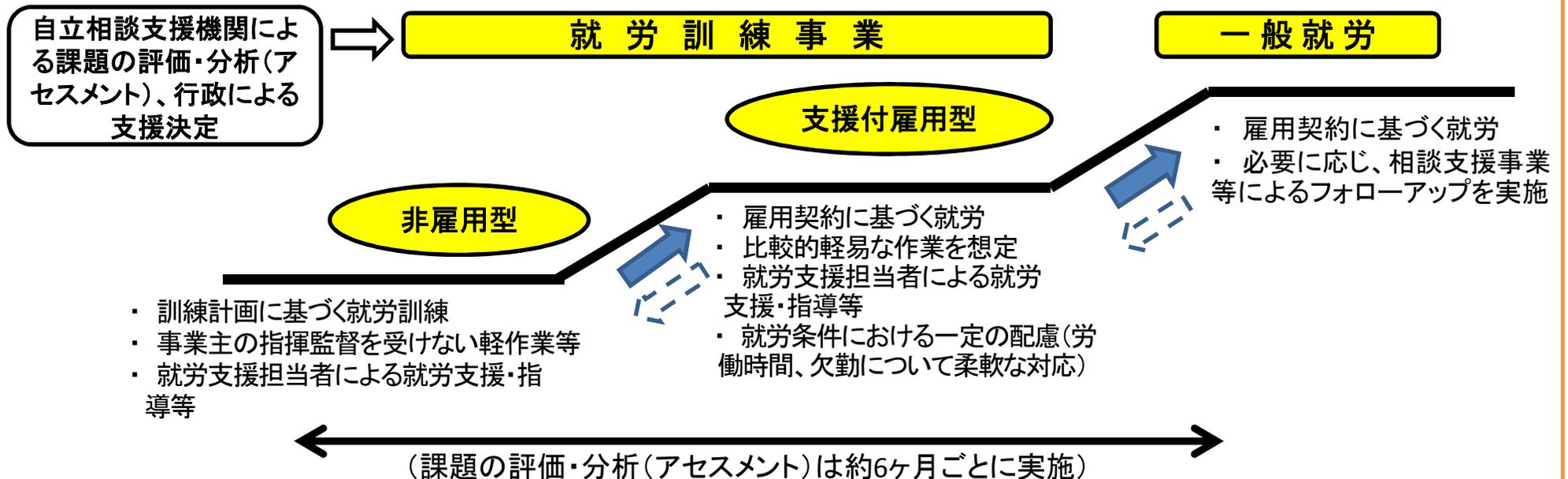
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

# 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

## 新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

## 支援のイメージ



## 期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

# 一時生活支援事業について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

## (参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成26年度までの事業)

### ➤ 目的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

### ➤ 支援の内容

#### ① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

#### ② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

#### ③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

### ➤ 利用料

無 料

### ➤ 利用期間

原則3か月以内

### ◆ 実施自治体数 (H25.3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型)がある。

- 施設型……全国で2自治体5施設(定員1,514人)    ○ 借上型……全国で54自治体151施設(定員1,238人)

## 期待される効果

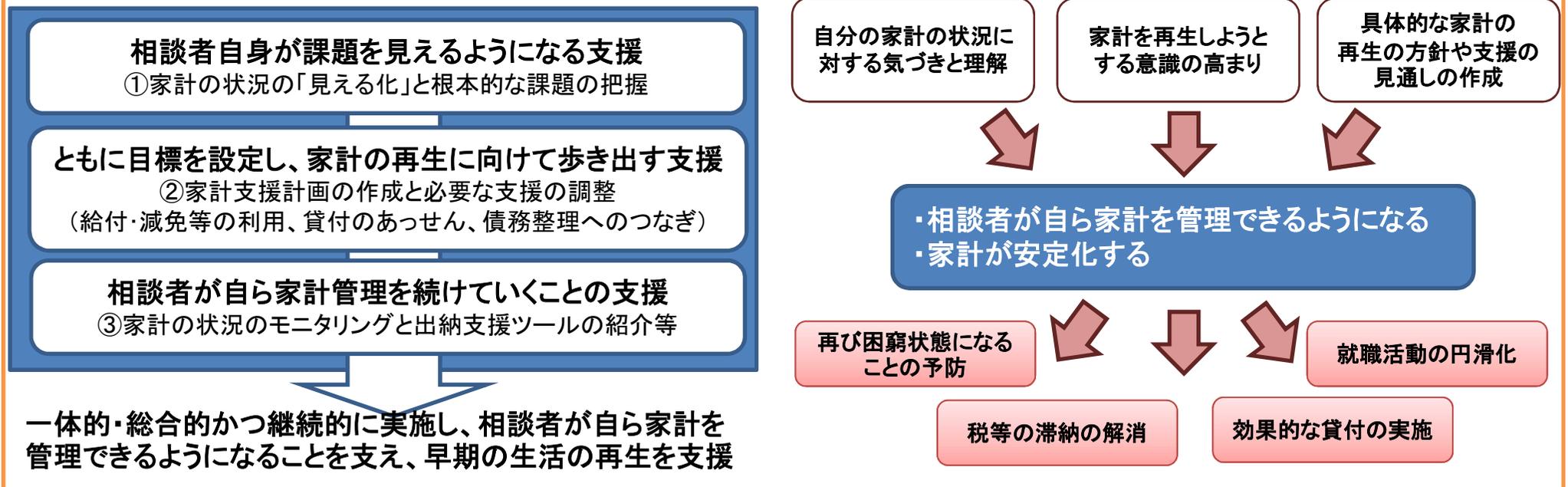
- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

# 家計相談支援事業について

## 事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
  - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
  - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
  - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
  - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

## 支援のイメージ



## 期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

# 子どもの学習支援等について

## 新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

## 支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

### 埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 県内17カ所で週1~3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

### 高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

## 期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

# 生活困窮者自立支援制度の 構築に向けたポイント

- 各自治体において、新制度を着実かつ効果的に実施するために、準備段階となる現時点において、ポイントになると考えられる点を参考までに整理したもの。
- 新制度の体制を構築するに当たっては、検討課題1～5をクリアしているか、ひとつひとつ確認の上、進めていくことが考えられる。

## 検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- 新制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立を支援する仕組み。
  - 制度運営における目標は、
    - ・ 生活困窮者の自立と尊厳の確保
    - ・ 困窮者支援を通じた地域づくり
  - その具体的なすがた（特徴）は、
    - ・ 包括的な支援
    - ・ 個別的な支援
    - ・ 早期的な支援
    - ・ 継続的な支援
    - ・ 分権的・創造的な支援
  - こうした制度の理念を十分理解した上で体制整備を行うことが必要。
  - 対象者は、
    - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者（※））
    - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ※ モデル事業においては、生活保護受給の有無に関わらず事業の対象としている。法施行後は生活困窮者自立支援制度と生活保護制度が一体的に運用できるよう、国において検討。

## 検討課題2：庁内体制の構築

- 主管部局の決定は、法の趣旨に即した包括的な支援を行うことができる体制を構築しつつ、支援効果を最大限高めるという観点から検討。

※ モデル事業においては、生活保護、地域福祉、商工労働、市民生活等の担当課が主管課となっている。  
また、新しい体制を検討している自治体もある。

- こうした観点から、福祉部局内のみで検討するのではなく、全庁的に検討することが望ましい。
- いずれの部局が担当するにしても、関係部局と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。

※連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉の各担当）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課

- 対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう紹介ルールを設定。

【参考】滋賀県野洲市：31の課・組織が参画する委員会を設置。税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援。

## 検討課題3：実施方法の検討

- 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられ、幅広い候補から検討。
  - ※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- 自立相談支援事業を委託する場合は、
  - ・ 包括的な支援が可能であるか
  - ・ 就労に向けた支援が期待できるか、逆に支援内容が就労支援に偏らないかなどに特に留意。真に実効性のある委託先を慎重に検討。
- 包括的な支援を可能とするため、一つの法人のみならずいくつかの法人が自立相談支援事業を担えるよう、委託方法を工夫するということも考えられる。
- 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

### 【参考】

- 高知県高知市：モデル事業の実施主体が、高知市と高知市社会福祉協議会等が連携した運営協議会
- 岩手県：自立相談支援事業の実施主体が商工会議所。また、県、市、ハローワーク、社会福祉協議会などが1箇所集まり、ワンストップで生活や就労に関する相談が一体的に行われている

## 検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。（自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図る。）
- 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
- そのほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を一つひとつ着実に構築。
- 民生委員や自治会、ボランティアといったインフォーマル部門も、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。

【参考】長野県：連絡会議に県や市の関係部署が入っており、社会福祉関係団体だけではなく経営者団体等も参画し、広範かつ多数の地域ネットワークが構築されている。

## 検討課題5：協議の場の設定

- 包括的な支援体制、ネットワークを構築するには時間も要するが、まずその第一歩として、協議の場を設定。
  - ・ まずは庁内のプロジェクトチームの立ち上げ
  - ・ その後、外部を含む中核となる関係者が集まる場を設定。体制整備の進展に応じ、徐々にメンバーの拡充も検討。
- 外部関係者も集まる協議の場については、まずは既存の協議会の活用から検討。
- このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

## 【野洲市】市民相談総合推進委員会設置要綱（抄）

### （協議事項）

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

別表(第3条関係)

政策調整部 企画調整課職員

総務部 人事課職員

総務部 人権施策推進課職員

総務部 人権センター職員

総務部 野洲地域総合センター職員

総務部 市民交流センター職員

総務部 税務課職員

市民部 生活安全課職員

市民部 協働推進課職員

市民部 市民生活相談課職員

健康福祉部 社会福祉課職員

健康福祉部 障がい者自立支援課職員

健康福祉部 地域生活支援室職員

健康福祉部 こども課職員

健康福祉部 子育て家庭支援課職員

健康福祉部 家庭児童相談室職員

健康福祉部 高齢福祉課職員

健康福祉部 健康推進課職員

健康福祉部 保険年金課職員

都市建設部 住宅課職員

環境経済部 環境課職員

環境経済部 商工観光課職員

環境経済部 上下水道課職員

教育委員会 教育総務課職員

教育委員会 学校教育課職員

教育委員会 人権教育課職員

教育委員会 生涯学習スポーツ課職員

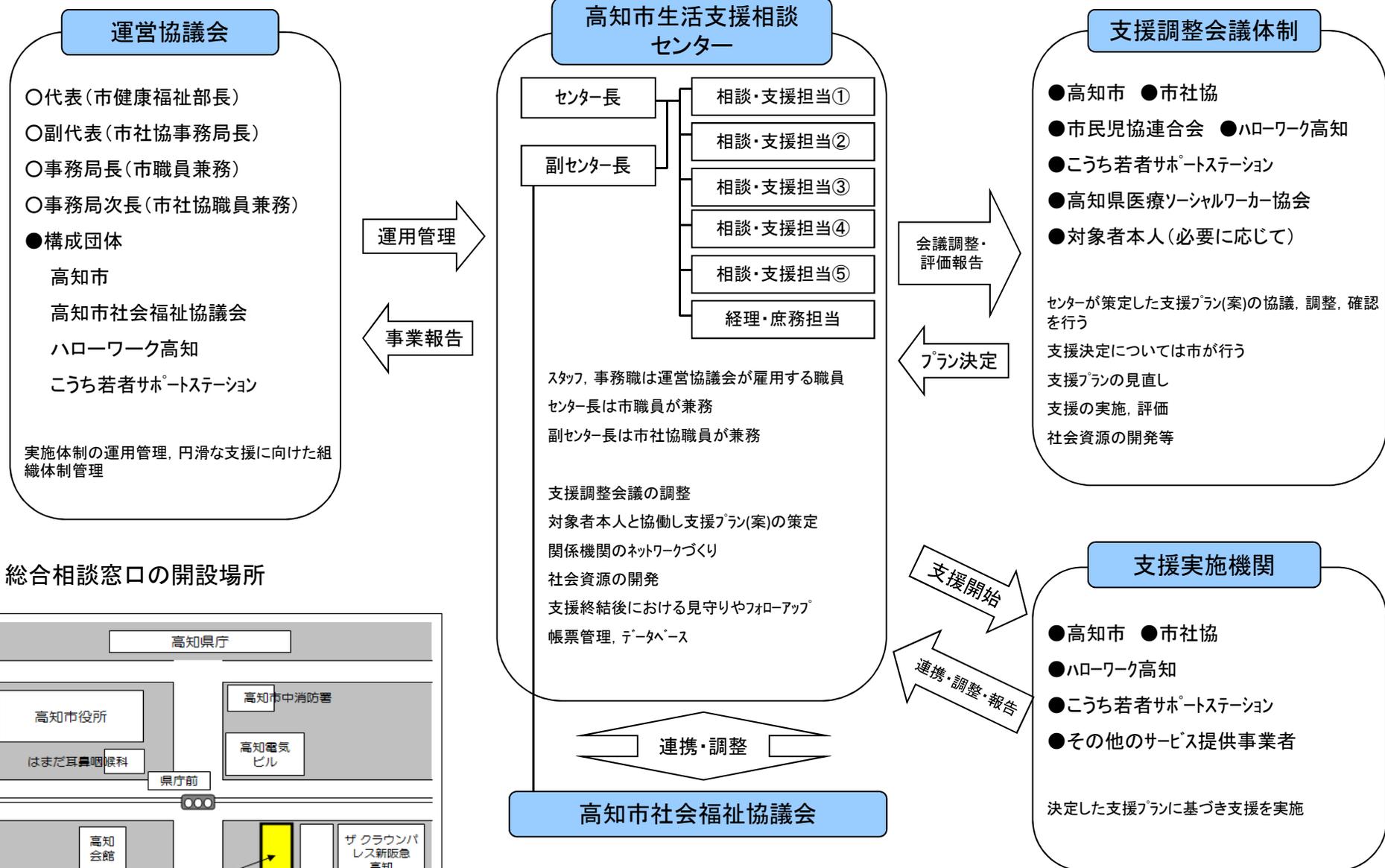
野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

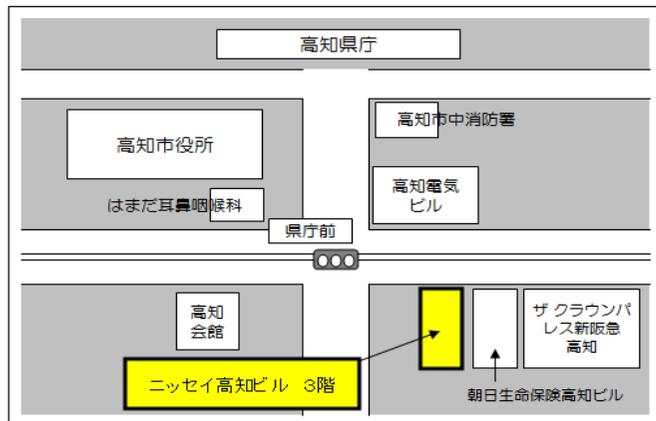
ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

# 【高知市】総合相談窓口の運営体制



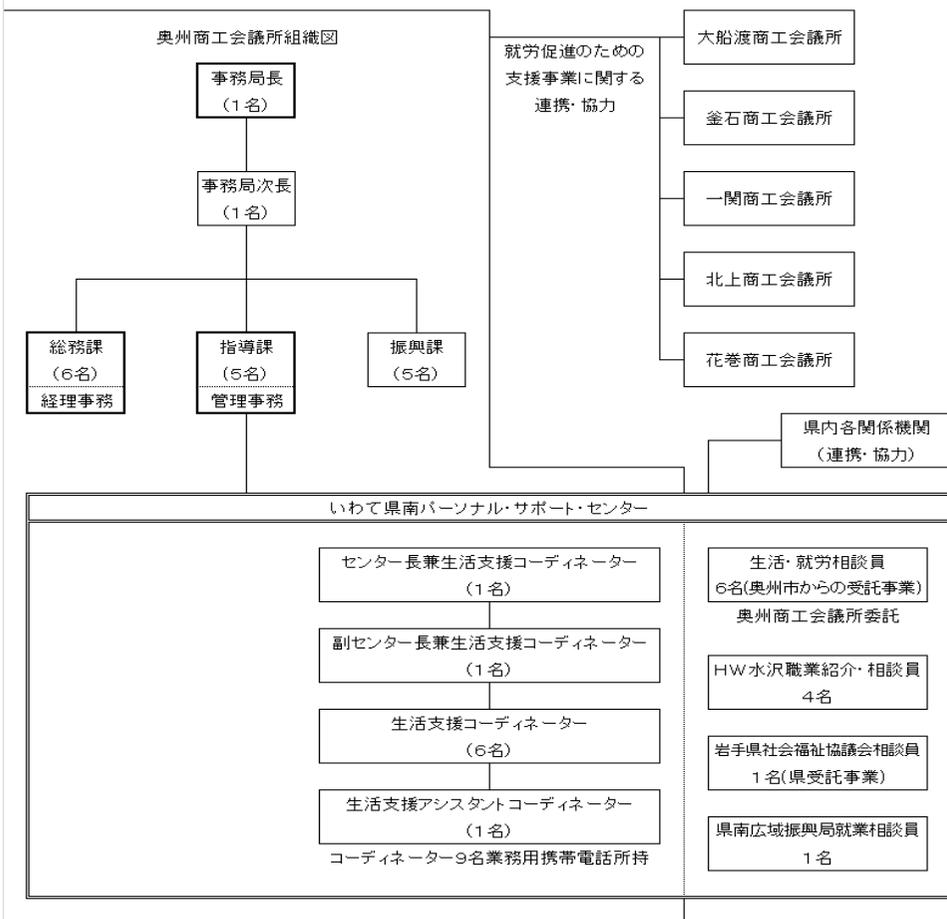
## ○ 総合相談窓口の開設場所



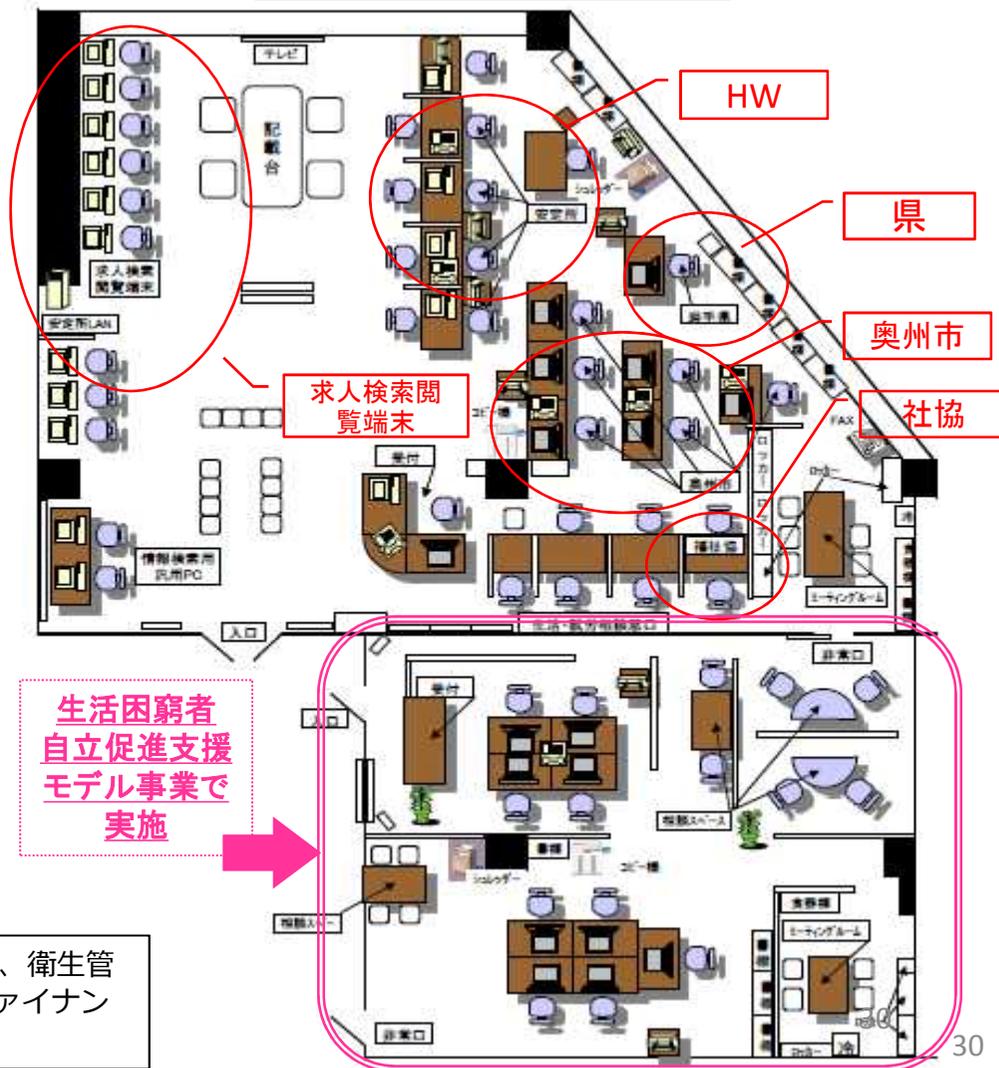
# 【岩手県】いわてパーソナル・サポート・センターの体制図

- 自立相談支援事業を奥州商工会議所に委託。※奥州商工会議所はこれまでパーソナル・サポート・サービス事業を実施してきた実績をもつ。
- 県とハローワーク（HW）との一体的実施の協定締結、奥州市の緊急雇用創出事業の活用など、既存の取組とモデル事業との連携を図っており、センター内には自立相談支援事業の相談支援員のほか、HWや社会福祉協議会の職員も配置。これにより、生活や就労に関する相談を包括的にコーディネート。

## 奥州商工会議所組織図



## センター内レイアウト



○相談支援員等の職員については、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、衛生管理者、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者を配置している。

# 【長野県】 パーソナル・サポート・モデル事業連絡会参集団体・機関

(2013年7月1日)

分野	国関係機関	県関係機関	市町村関係	社会福祉関係団体	経営者団体	関係団体	PS事業支援ネットワーク団体	県労協関係
県連絡会	長野労働局職業安定課 長野公共職業安定所	長野県企画部 人権・男女共同参画課、消費生活室、県民協働・NPO課、次世代サポート課 長野県総務部税務課 長野県健康福祉部 健康福祉政策課、地域福祉課、健康長寿課、介護支援室、障害者支援課、子ども・家庭課 長野県商工労働部 労働雇用課、人材育成課 長野県観光部国際課 長野県建設部住宅課 長野県精神保健福祉センター	長野市産業政策課 長野市厚生課 松本市労政課 松本市障害・生活支援課 上田市雇用促進室 上田市福祉課 飯田市産業振興支援課 飯田市福祉課	長野県社会福祉協議会 長野県民生児童委員協議会	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 長野県NPOセンター 生活底上げ実現長野県連絡会	(株)コミュニケーションズ・アイ 企業組合 労協ながの 反貧困ネットワーク信州	労協政策委員会 長野県暮らしサポートセンター
長野地域連絡会	長野公共職業安定所 長野障害者職業センター	長野県北信労政事務所 長野県長野地方事務所 商工観光課 長野県長野保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課(室) (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 長野市保健所	市町村社会福祉協議会 (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 (長野市、須坂市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 長野圏域障害者総合支援センター 長野県NPOセンター 社団法人長野県社会福祉士会	労働組合LCCながの NPO法人ホットラインながの 長野県高齢者生活協同組合 ながのコスモスの会 反貧困ネット長野 NPO法人エリアネット更埴	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
松本地域連絡会	松本公共職業安定所	長野県中信労政事務所 長野県松本地方事務所 商工観光課 長野県松本保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策主管課(室) (松本市、塩尻市、安曇野市)	市町村社会福祉協議会 (松本市、塩尻市、安曇野市) 市町村民生児童委員協議会 (松本市、塩尻市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 中小企業診断協会長野県支部	しおじり若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 松本圏域障害者総合相談支援センター	生存を支える会 NPO法人ユニオンサポートセンター NPO法人ジョイフル SOSネットワークすわ NPO法人キャリアサポート NPO法人てくてく NPO法人夢トライ工房	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
上田地域連絡会	上田公共職業安定所	長野県東信労政事務所 長野県上小地方事務所 商工観光課 長野県上田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課(室) (上田市、東御市)	市町村社会福祉協議会 (上田市、東御市、小諸市) 市町村民生児童委員協議会 (上田市、東御市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	若者サポートステーション・シナノ 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 上小圏域障害者総合支援センター 佐久障害者相談支援センター	SOSネットワーク 反貧困・ひだまりネット 佐久こどもサポートセンター NPO法人侍学園スクオーラ・今人	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
飯田地域連絡会	飯田公共職業安定所	長野県南信労政事務所 長野県下伊那地方事務所 商工観光課 長野県飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策主管課(室) (飯田市)	市町村社会福祉協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市) 市町村民生児童委員協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 飯伊圏域障害者総合支援センター 上伊那圏域障害者総合支援センター	SOSネットワーク(上伊那) NPO法人キャリアサポート NPO法人くらりnet NPO法人いいだ元気塾 NPO法人生活応援ネット スキップ 一般社団法人南信州ここに	地区労協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター

※ 第1回関東・信越ブロック「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当者会議(平成25年9月3日開催)における長野県提出資料を基に作成。

# モデル事業実施状況調査集計結果

# モデル事業実施状況調査集計結果（抜粋）について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置・運営指針研究事業）において、自立相談支援機関の設置・運営に関する指針を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に、モデル事業開始時と終了時（年度末）に状況の調査を実施。

【実施機関】 一般社団法人北海道総合研究調査会

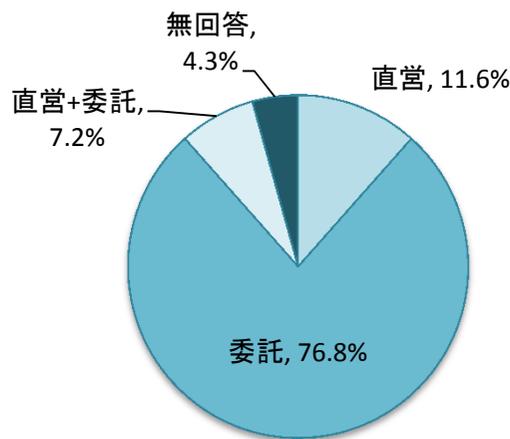
【調査期間】（開始時）平成25年10月21日～12月1日（年度末）平成26年2月25日～3月20日

【回収状況】（開始時）56箇所／68箇所（回収率82.4%）（年度末）56箇所／68箇所（回収率82.4%）

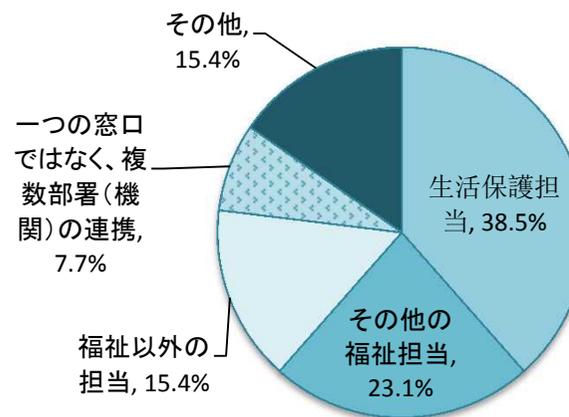
## 1 実施形態

- 自立相談支援機関の設置について、委託が7割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会や社団法人や財団法人が多くなっている。直営の場合については、必ずしも生活保護担当部署だけでなく、福祉以外の部署が担当していたり、複数部署が窓口となっているなど、他の部署が担当する自治体も多い。
- 自立相談支援機関の設置場所については、役所内、受託した法人施設、民間事務所ビルに借用がそれぞれ3割程度となっており、他の施設や相談窓口と併設されている場合が多い。

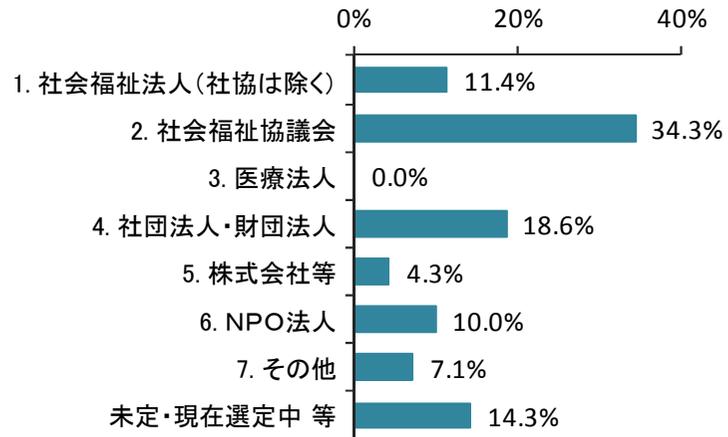
(1) 自立相談支援機関の設置形態【開始時】



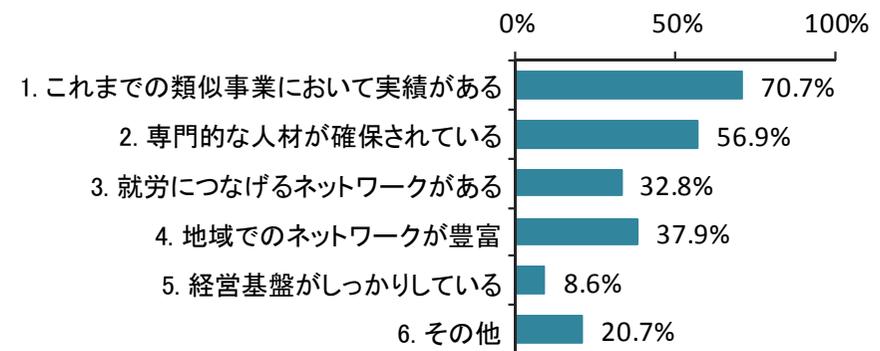
(2) 直営の窓口担当部署【開始時】（設置形態が「直営」「直営+委託」を選択のみ）



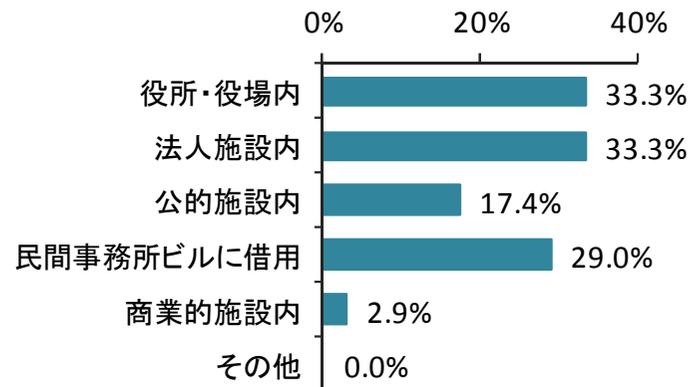
(3) 委託先【開始時】（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）



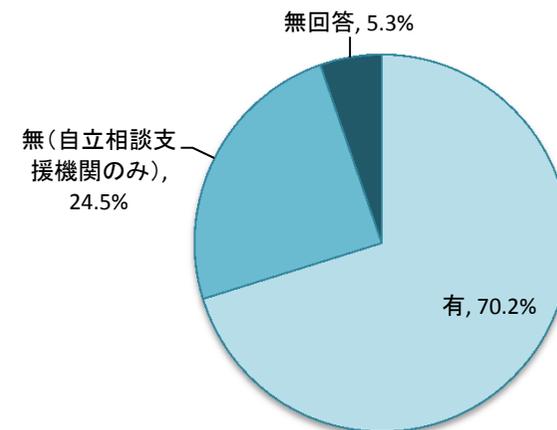
(4) 委託選定の決め手となった要因 【開始時】（複数回答）  
（設置形態が「委託」「直営+委託」を選択のみ）



(5) 自立相談支援機関の設置場所【年度末】（複数回答）



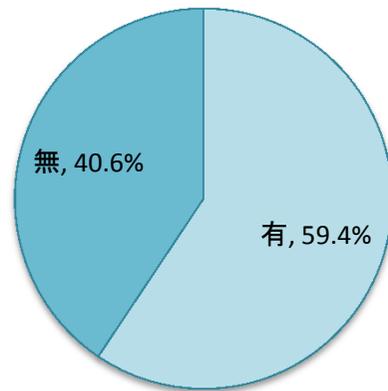
(6) 他の併設施設・相談窓口等の有無【開始時】



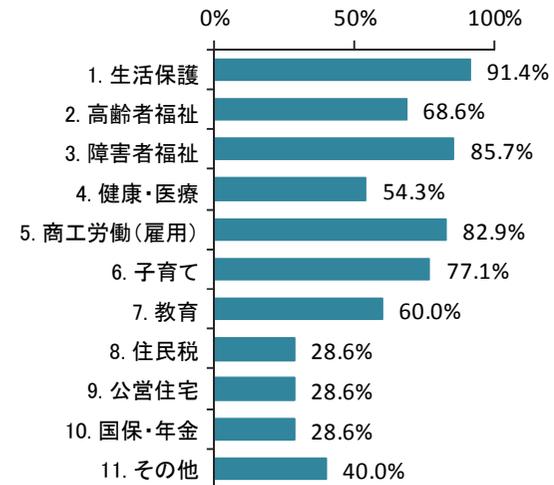
## 2 庁内体制の整備

- 庁内関係部署との協議の場を設置している自治体は約6割であり、福祉分野のみならず、雇用、子育て、税、住宅、産業など、様々な分野との連携が図られている。

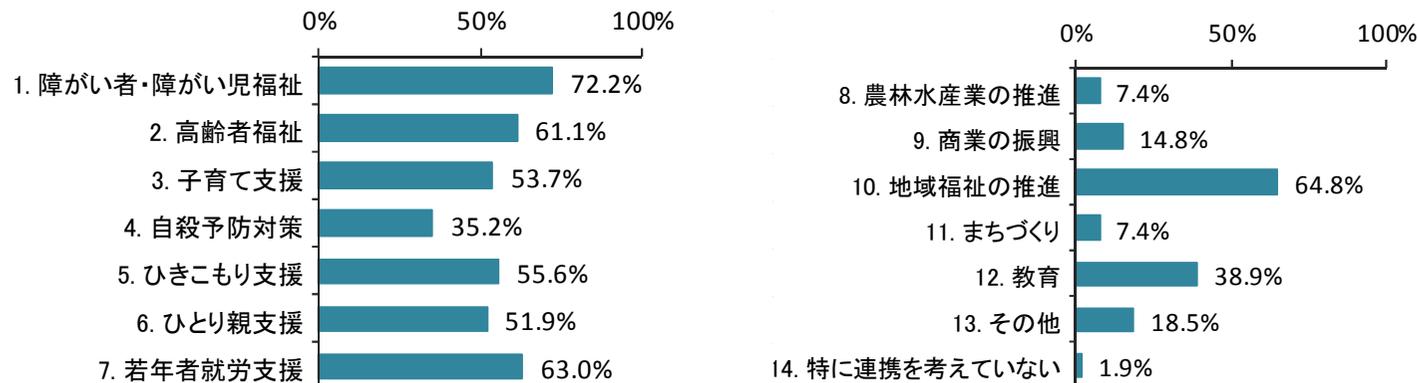
(1) 庁内関係部署との具体的な協議の場の設置状況【年度末】



(2) 協議の場の参加部署・課【開始時】（複数回答）  
（庁内との協議の場が「有」を選択のみ）



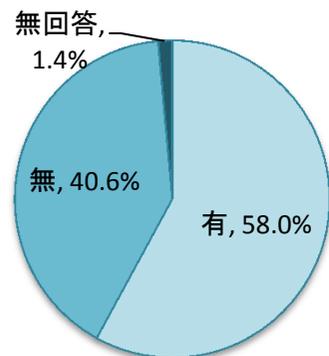
(3) モデル事業実施にあたり関連計画・施策と連携する、または連携を予定している分野【開始時】（複数回答）



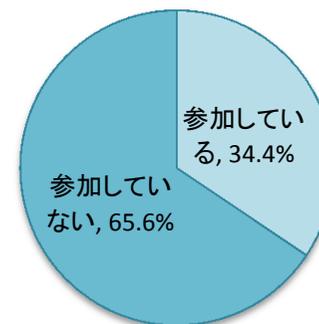
### 3 関係機関との連携体制

- 6割弱の自治体で庁外の関係機関等との協議の場が設置されており、福祉事務所、ハローワークだけでなく、保健所や地域包括支援センター、民生委員・児童委員など様々な分野との連携が進められている。

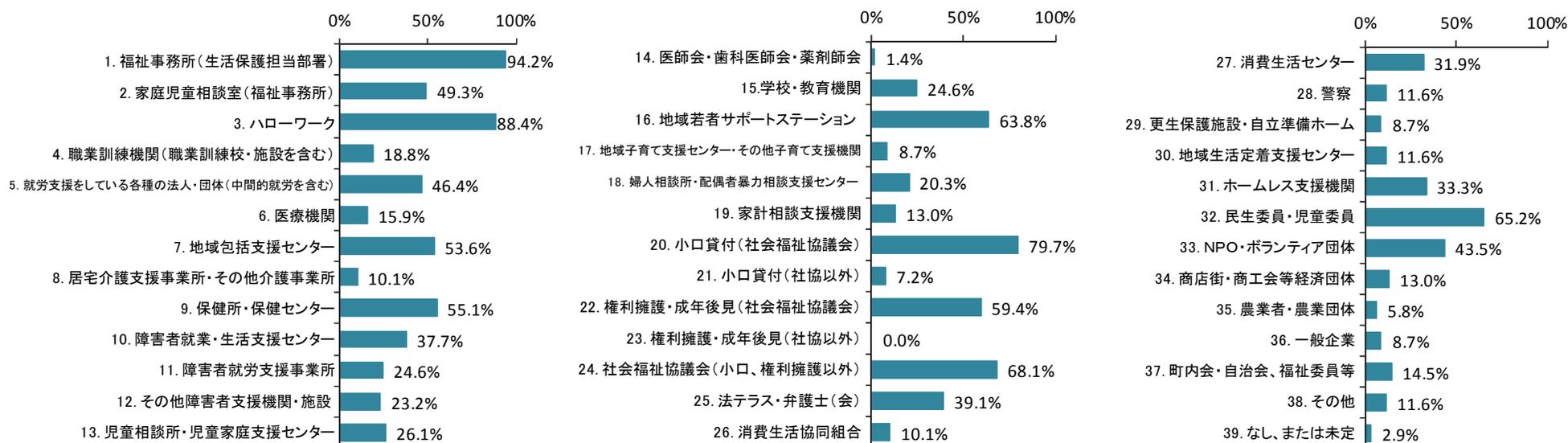
(1) 庁外の関係機関・関係者との協議の場の設置状況【年度末】



(2) 有識者の協議の場への参加・参加予定【開始時】



(3) 地域の生活困窮者支援体制構築にあたり連携を呼びかける機関【開始時】（複数回答）



## 4 職員体制

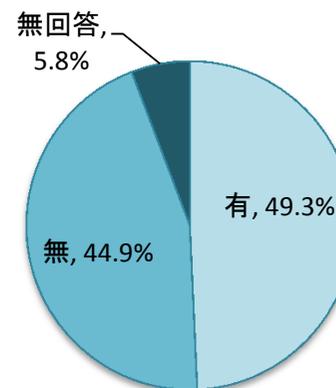
- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 約5割の自治体が相談員のうち主に就労支援を担当する職員を配置している。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況について、主任相談支援員や相談支援員は兼務の割合が低い一方、就労支援員については、6割弱が就労準備支援事業と、5割弱が家計相談支援事業と兼務している。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

(1) 自立相談支援機関の職員配置予定（人口規模別）【開始時】

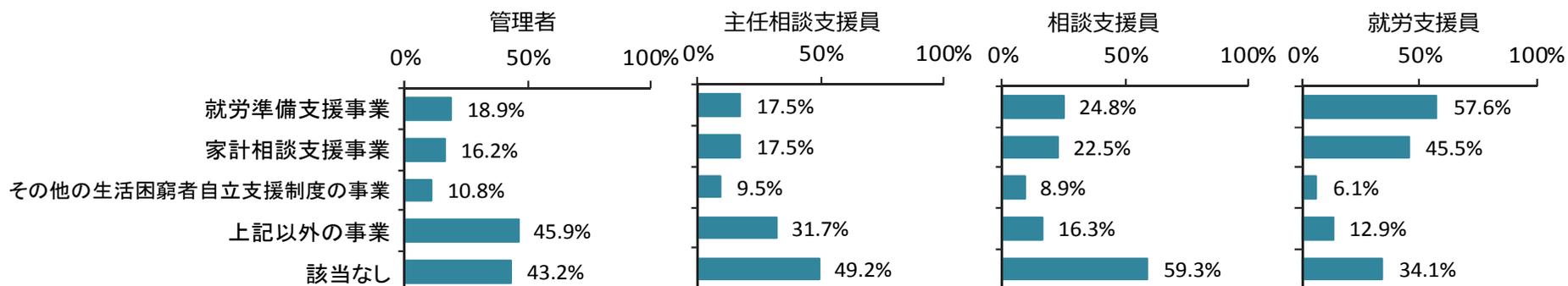
1圏域あたり平均職員数 単位:人

	職員数 (計)	相談支援に従事する職員		その他の事務職員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
5万人未満	3.4	2.7	0.4	0.3	0.0
5万人以上10万人未満	4.6	3.2	0.8	0.5	0.2
10万人以上30万人未満	4.6	2.6	1.5	0.5	0.0
30万人以上50万人未満	9.8	3.7	4.2	1.0	1.0
50万人以上100万人未満	7.9	6.4	0.7	0.3	0.4
100万人以上	11.8	6.1	4.1	1.3	0.2
全体	6.3	3.7	1.8	0.6	0.2

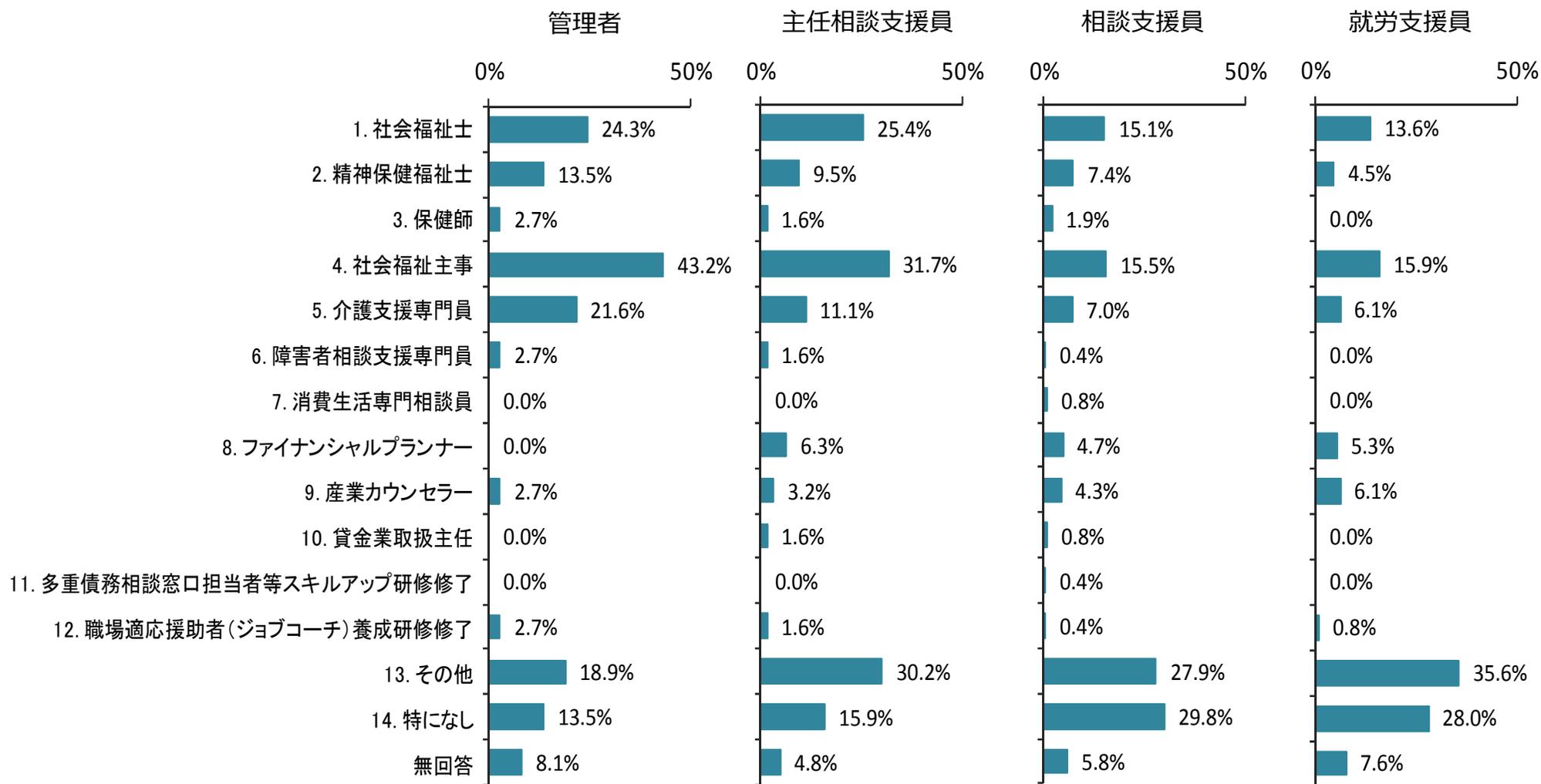
(2) 相談支援に従事する職員のうち、主に就労支援を担当する職員の有無【開始時】



(3) 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況【年度末】（複数回答）



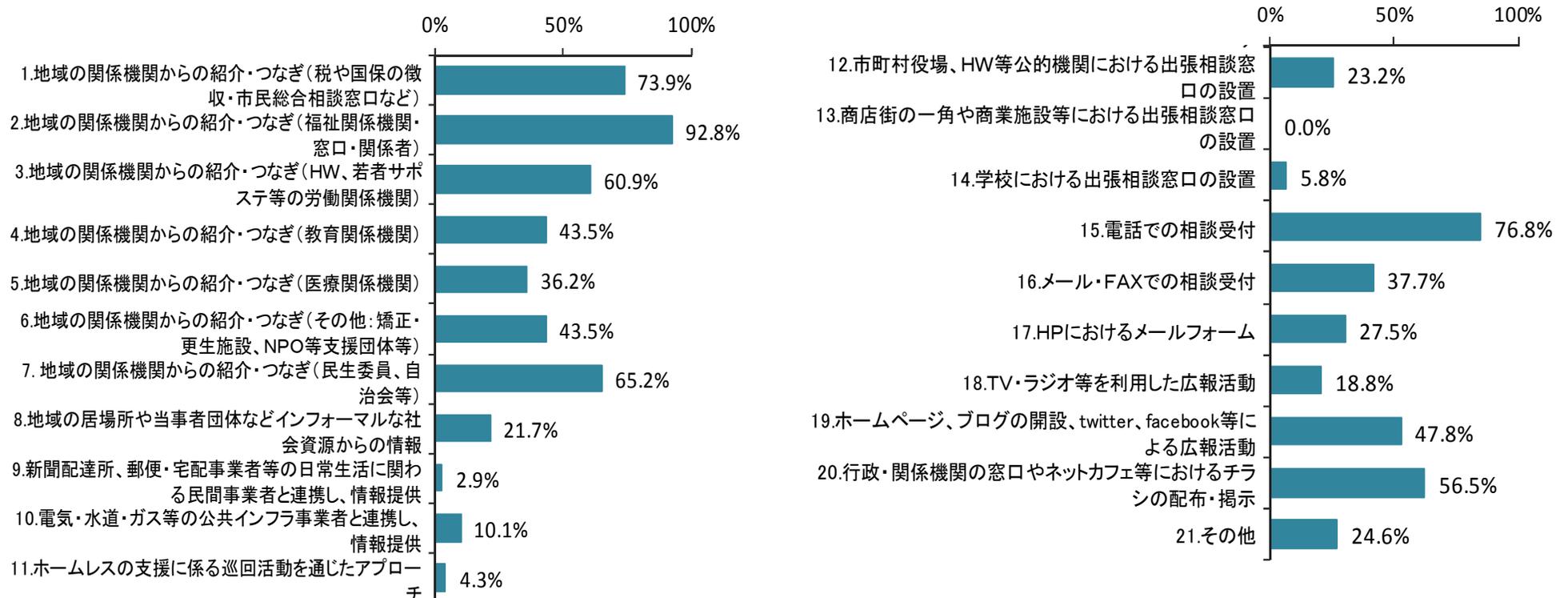
(4) 相談支援に従事する職員が保有する資格【年度末】（複数回答）



## 5 把握・アウトリーチの方法

- 対象者の把握については、地域の関係機関から紹介・つながりを受けることや電話による相談が多く、また、公共料金の事業者との連携により、情報提供を受ける仕組みを構築している自治体も見受けられる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、ホームレス支援に係る巡回活動や出張窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

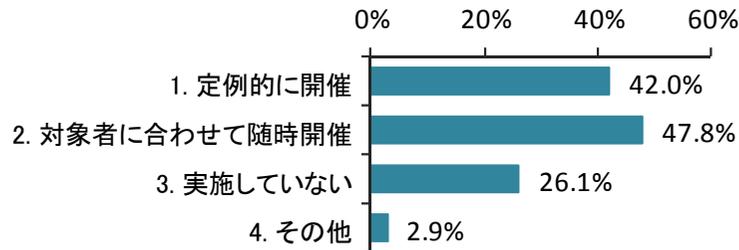
支援対象者の把握・アウトリーチの方法【年度末】（複数回答）



## 6 支援調整会議の実施

- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、ともに4割を超えており、また、定期的に開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。

(1) 開催時期【年度末】（複数回答）



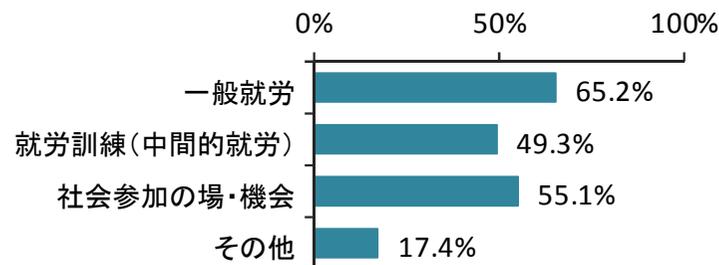
(2) 1回あたり取扱いケース件数【年度末】

定期的に開催	平均 6.0件
随時開催	平均 2.7件

## 7 出口へのつなぎ

- 対象者に応じて、就労による自立だけでなく、社会参加の場も「出口」として想定されている。

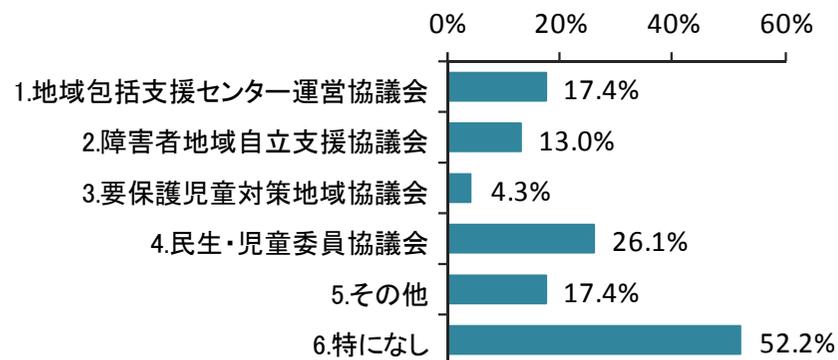
開始時に想定している「出口」【開始時】（複数回答）



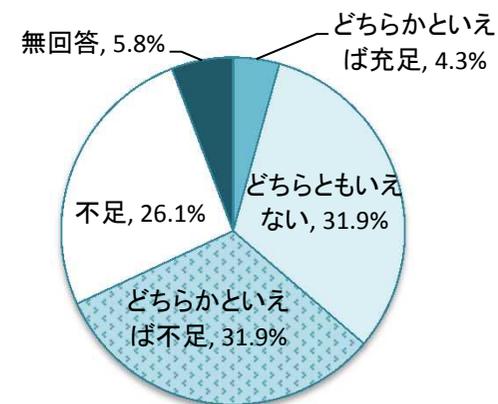
## 8 地域づくり

- 他の協議会等との関わりについて、高齢者や障害者、民生・児童といった既存の協議会等との連携が予定されている。
- 社会資源について、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が約6割となっており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多く、また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについて、就労先や就労訓練の場の開拓に向けての取組を行っている割合が約6割となっている。

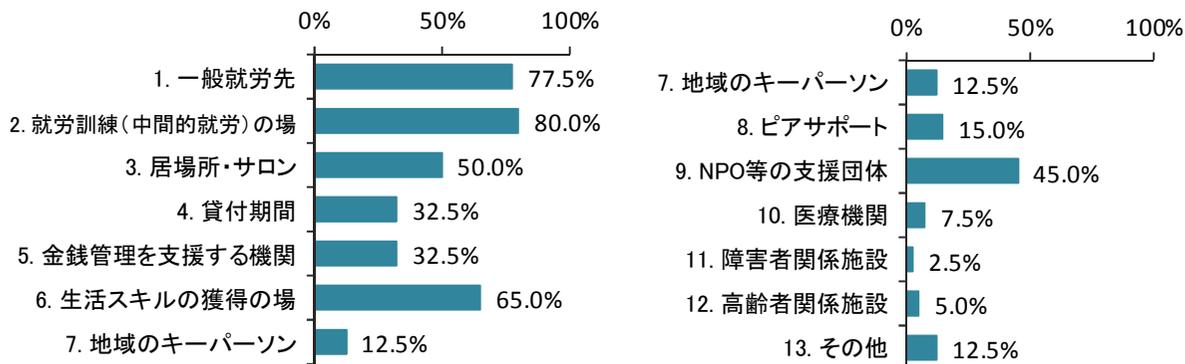
(1) 他の協議会等との連絡調整・報告の予定【開始時】（複数回答）



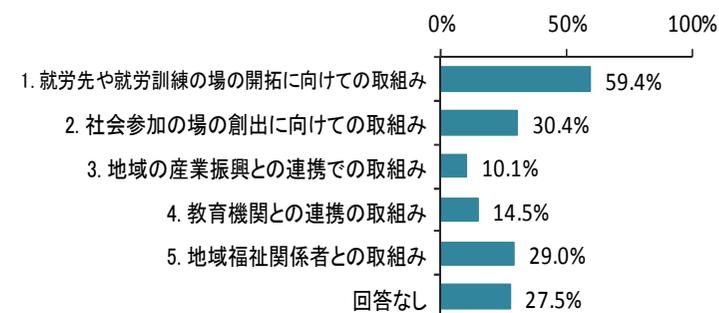
(2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況【開始時】



(3) 不足している社会資源 【開始時】（複数回答）  
（社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ）



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」について現在行っていること【年度末】（複数回答）



# モデル事業実施自治体における 支援実績

# モデル事業実施自治体における支援実績（抜粋）について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関において使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～平成26年1月新規受付ケース

【回収状況】 47自治体から新規相談受付2950ケース、支援決定677ケース

## 1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で0.2～60件強の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、相談者は30～50歳代が多くなっている。
- 相談経路については、本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約3割と多くなっている。

### (1) 新規相談受付状況（自治体別月間平均件数）

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
北海道	-	0	0	0	1	0	1	0.2
北海道札幌市	-	-	-	-	-	20	20	20.0
北海道釧路市	11	5	5	10	3	13	47	7.8
北海道岩見沢市	-	-	2	8	5	7	22	5.5
岩手県	16	8	14	17	14	19	88	14.7
岩手県花巻市	0	0	5	6	6	5	22	3.7
秋田県湯沢市	-	-	3	8	6	4	21	5.3
山形県山形市	-	-	-	21	31	24	76	25.3
千葉県千葉市	-	-	-	-	43	32	75	37.5
千葉県船橋市	2	5	3	2	1	5	18	3.0
千葉県柏市	8	8	4	1	7	6	34	5.7
千葉県野田市	1	2	26	19	12	12	72	12.0
千葉県香取市	1	0	0	2	1	3	7	1.2
神奈川県横浜市	3	4	17	15	12	19	70	11.7
神奈川県川崎市	-	-	-	-	43	87	130	65.0

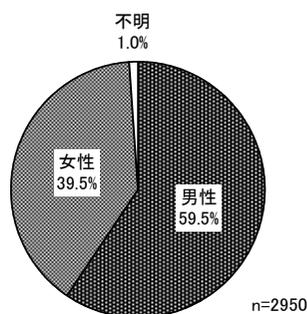
自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
神奈川県相模原市	-	-	4	14	12	12	42	10.5
新潟県	23	27	39	25	33	21	168	28.0
長野県	39	42	35	31	29	44	220	36.7
石川県小松市	3	2	8	2	3	4	22	3.7
岐阜県	35	37	43	34	33	18	200	33.3
愛知県	-	-	-	1	2	1	4	1.3
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	4	4	4.0
福井県	-	-	-	10	32	28	70	23.3
滋賀県野洲市	18	17	28	19	18	10	110	18.3
滋賀県東近江市	-	-	15	4	3	3	25	6.3
京都府	19	16	9	17	6	12	79	13.2
京都府京丹後市	6	11	12	10	3	11	53	8.8
京都府長岡京市	-	-	-	1	2	2	5	1.7
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	66	66	66.0
大阪府箕面市	7	8	4	11	16	10	56	9.3

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
兵庫県神戸市	-	-	2	0	1	1	4	1.0
奈良県奈良市	-	16	53	35	23	14	141	28.2
鳥取県	-	-	-	2	2	3	7	2.3
島根県	1	2	1	0	0	2	6	1.0
岡山県岡山市	-	-	-	-	46	41	87	43.5
山口県	8	17	19	14	13	12	83	13.8
徳島県	5	21	25	16	9	9	85	14.2
香川県丸亀市	-	-	-	37	13	19	69	23.0
高知県	-	-	-	9	6	11	26	8.7

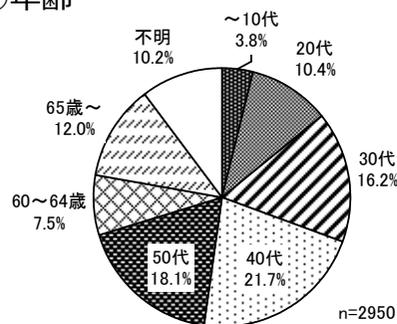
自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
高知県高知市	-	-	-	72	56	57	185	61.7
福岡県	-	-	-	-	14	18	32	16.0
福岡県福岡市	-	-	-	-	62	30	92	46.0
佐賀県佐賀市	-	-	3	12	11	42	68	17.0
熊本県	-	-	14	16	5	13	48	12.0
熊本県熊本市	-	-	-	1	0	0	1	0.3
熊本県菊池市	-	-	10	14	18	16	58	14.5
沖縄県	31	31	19	19	16	15	131	21.8
合計	237	279	422	535	672	805	2950	-

## (2) 新規相談受付状況

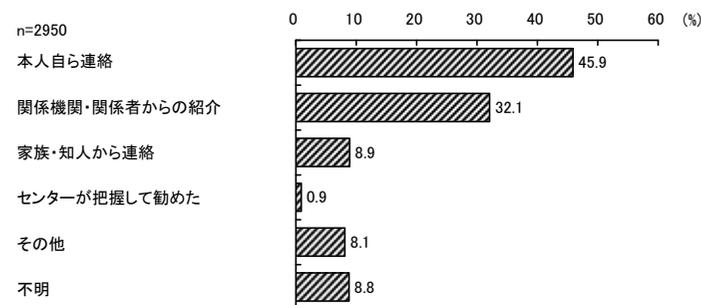
### ①性別



### ②年齢

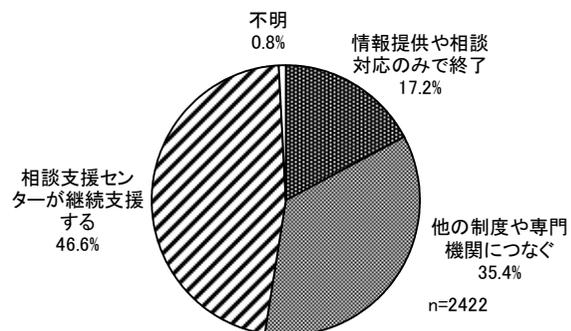


### ③相談経路（複数回答）



## 2 スクリーニング実施状況

- スクリーニング結果については、「相談支援センターが継続支援する」が46.6%、「他の制度や専門機関につなぐ」が35.4%、「情報提供や相談対応のみで終了」が17.2%となっている。

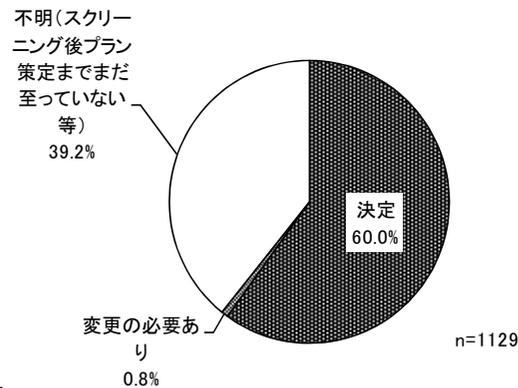


※新規相談受付の2,950件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施2,422件についての内訳。

### 3 支援決定の状況

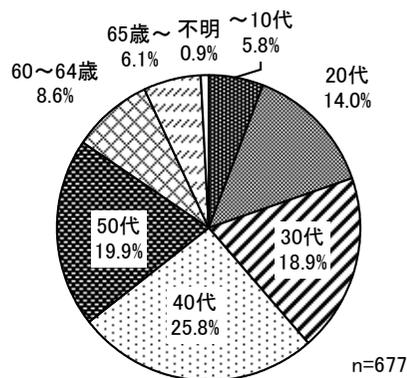
- スクリーニング後支援継続者に占める支援決定ケースの割合は、決定が60.0%となっており、本人の状況としては、30～50代が多く、同居者がいない者、未婚者がともに半数近くとなっており、経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっている。
- 本人収入がある者が6割を超えているが、そのうち約25%が生活保護による収入となっており、モデル事業において生活保護受給者が一定程度支援を受けていることがうかがえる。
- 就労状況については、求職中のケースが約5割である一方、無職（仕事は探していない）の層も4分の1程度おり、離職後2年未満の者、2年以上の者がともに3割程度いる。

#### (1) 支援決定ケースの状況

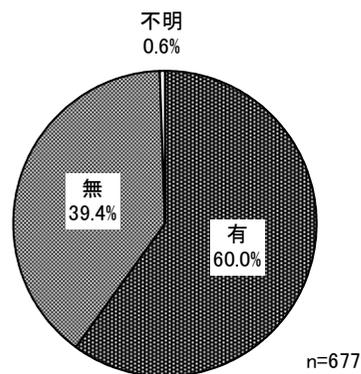


#### (2) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

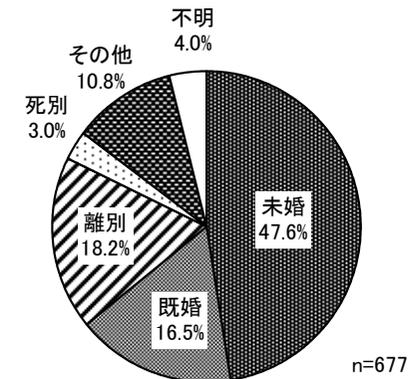
##### ①年齢



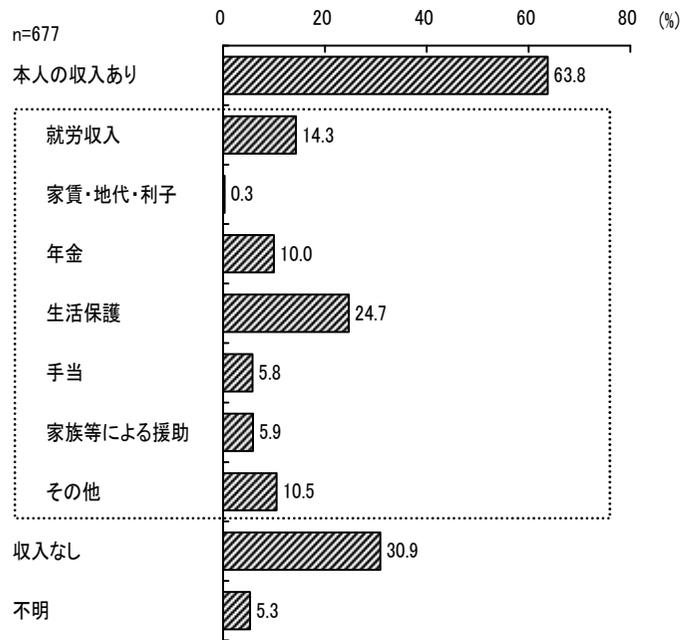
##### ②同居者



##### ③婚姻

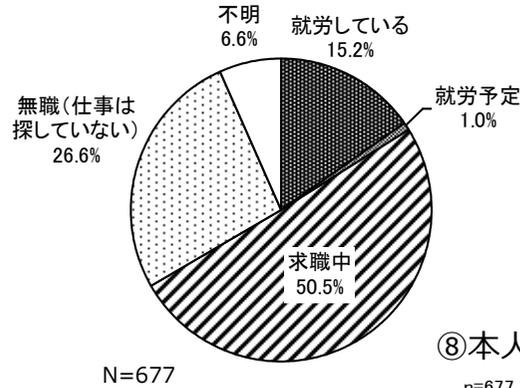


#### ④生計の状況

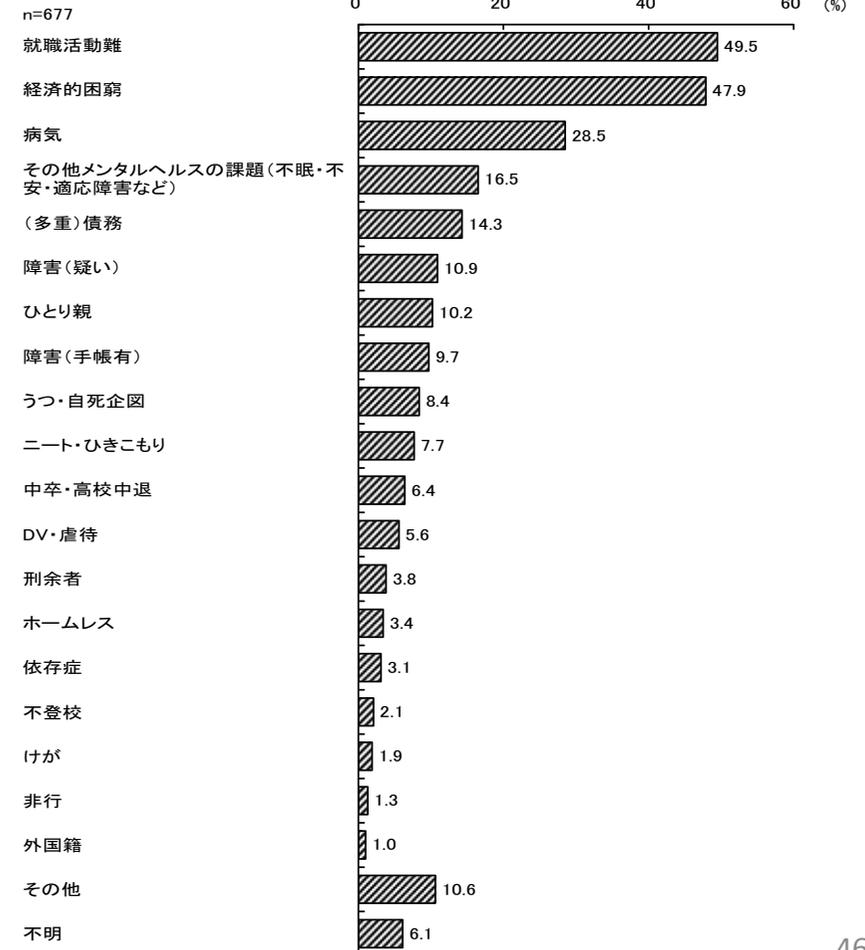


☐ : 収入の内分け

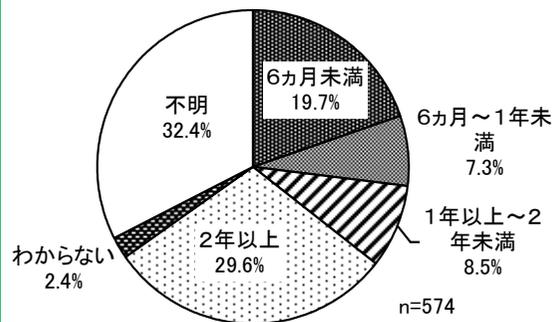
#### ⑤就労状況



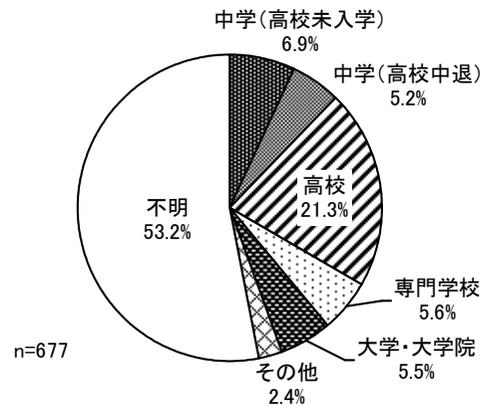
#### ⑧本人の状況 (複数回答)



#### ⑥直近の離職後の期間 (就労中除く)



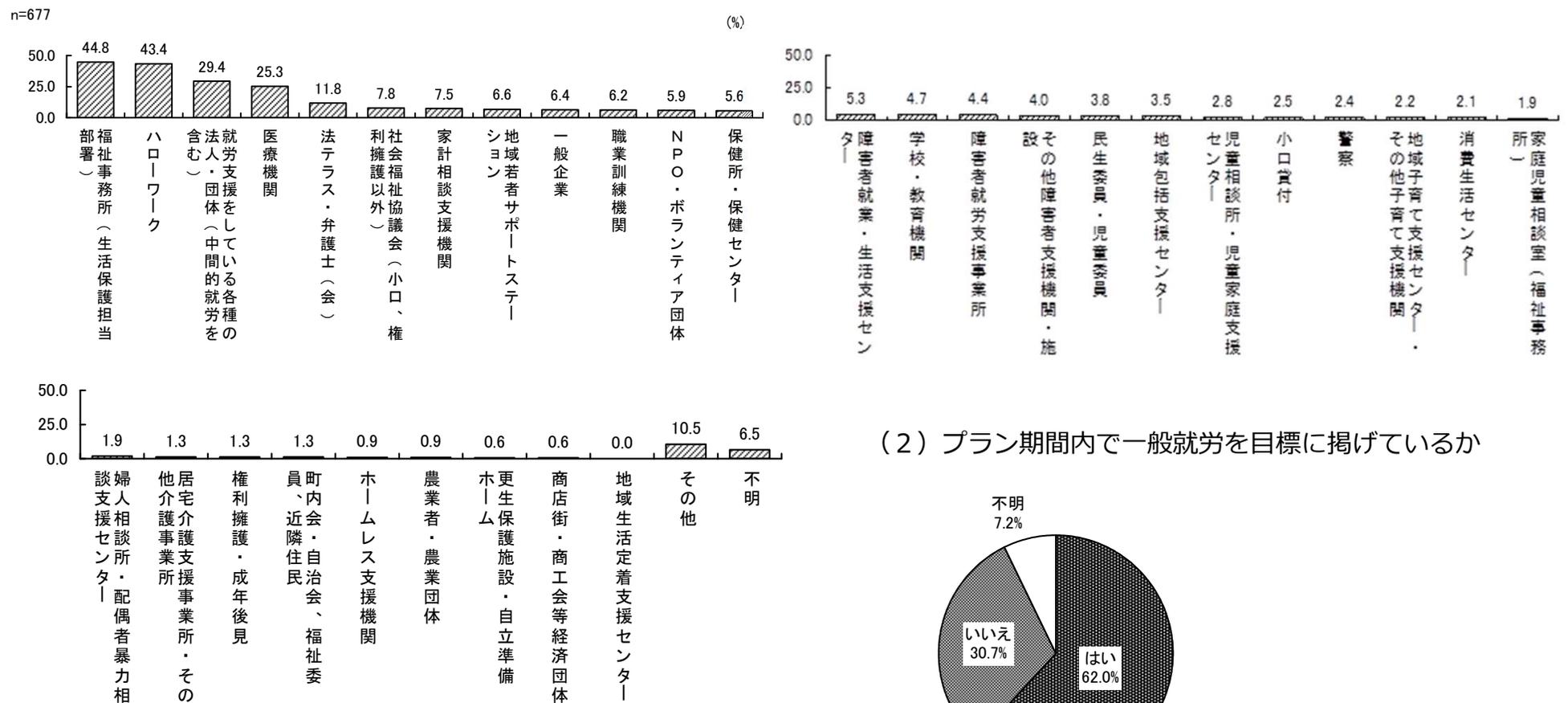
#### ⑦最終学歴



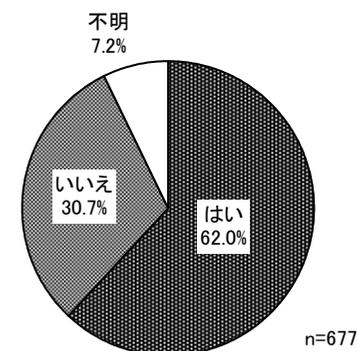
## 4 プランの内容

- プラン（支援計画）には福祉事務所やハローワークだけではなく、就労支援をしている各種の法人・団体や医療機関や等の既存の関係機関との連携が見られ、また、NPO・ボランティア等のインフォーマルな関係者とも協働し、支援が提供されている。
- プランにおいて、一般就労を目標に掲げている割合は6割を超えており、一般就労の目標有無別に変化の内容をみると、就労開始（一般就労）は「目標にしている」で40.0%、「目標にしていない」で2.1%となっている。また、プランにおける生活支援サービス等の利用状況は、就労準備支援事業が28.8%、次いでハローワークへのつながりが21.6%となっている。

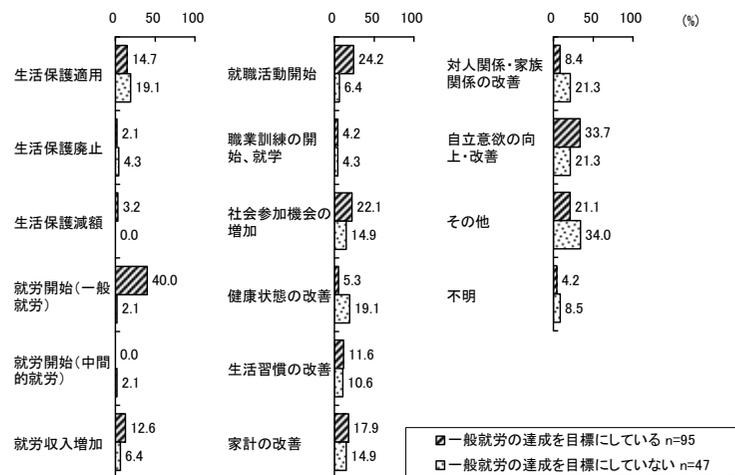
### (1) プランに関わる関係機関・関係者（初回プラン）（複数回答）



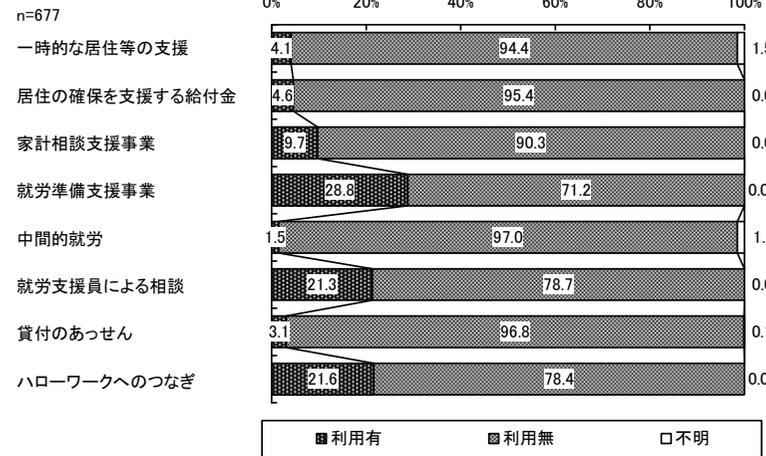
### (2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



### (3) プラン期間内での一般就労の目標と変化の内容



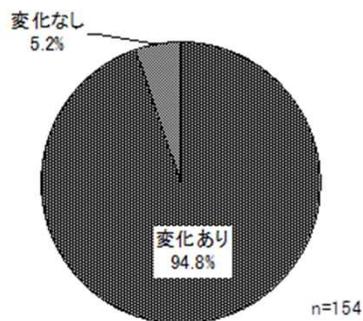
### (4) プランにおける生活支援サービス等利用の状況



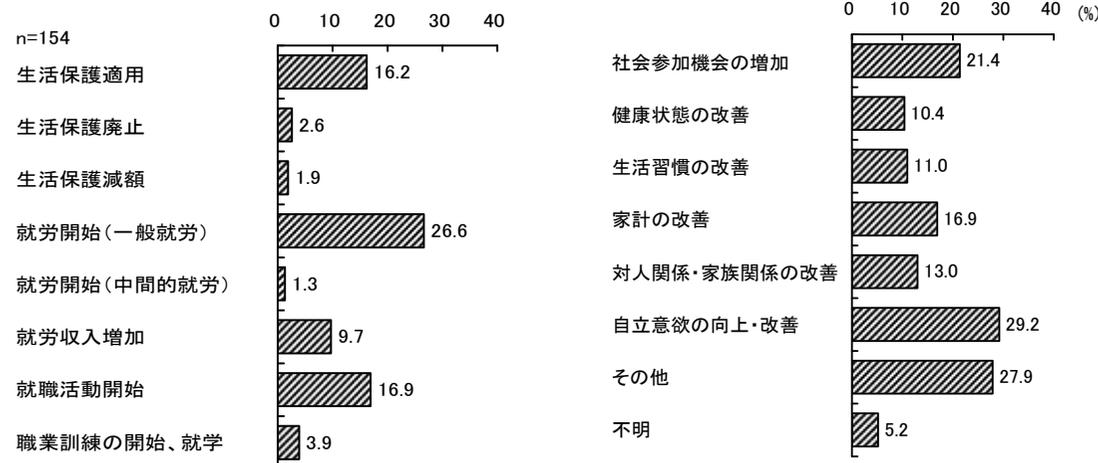
## 5 支援により見られた変化

○ 調査期間中に評価を実施した154件のうち、変化が見られたケースについては、変化ありが94.8%となっており、自立意欲の向上・改善が29.2%、就労開始（一般就労）が26.6%、社会参加機会の増加が21.4%、就職活動開始が16.9%などとなっている。（「その他」の内容は、「転居、住宅確保」が8件、「精神安定、意欲向上、前向きな行動変容」が6件など）

#### (1) 変化が見られたケース数



#### (2) 変化の内容（経済的変化／それ以外）



# 「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況に関するアンケート集計結果(抜粋)について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業(就労支援に関する研究事業)において、就労準備支援事業及び就労訓練事業(中間的就労)の推進に関するモデル事業の実施状況を把握するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(68箇所)を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

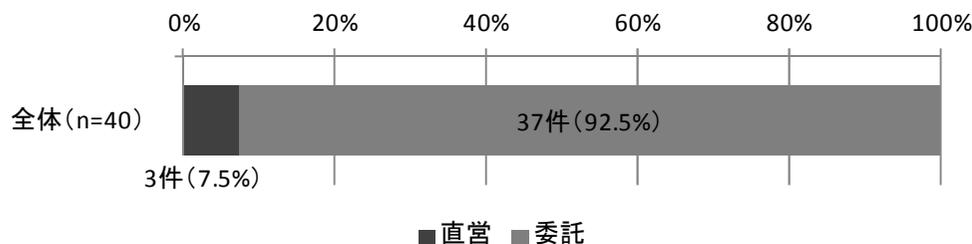
【調査期間】平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】54箇所/68箇所(回収率79.5%)

## 1 実施方法(就労準備支援事業)

- 就労準備支援事業は任意事業ではあるが、68のモデル事業実施自治体の半数以上(38(56%))が実施。なお、その実施方法は、社会福祉協議会や社会福祉法人などに対する委託する割合が非常に高くなっている(92.5%)。
- 生活困窮者支援においては可能な限り就労による自立を目指すべきであり、モデル事業実施自治体においても同じ認識の下、熱心に就労支援に取り組んでいただいております、引き続き積極的な取組が期待される。

(1) 就労準備支援事業の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	9	24.30%
社会福祉法人	4	10.80%
NPO	8	21.60%
民間法人	3	8.10%
未定	8	21.60%
その他	5	13.50%
合計	37	100.00%

## 2 委託先以外の協力先（就労準備支援事業）

- 就労準備支援事業を含め、就労支援を実施する上でのポイントは、関係機関や民間の一般事業所の協力を得ることである。モデル事業実施自治体では、ハローワークをはじめ地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携するほか、高齢者福祉施設や農園、パン屋、カフェなどの事業所に就労体験の受け入れ先として協力をいただいているケースが多い。

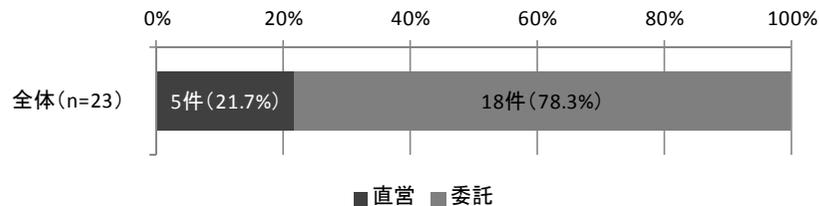
都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
千葉県	柏市	柏市全域	NPO法人ワーカーズコープ	福祉施設への就労体験の受け入れ
神奈川県	相模原市	相模原市南区	各地域資源	個別に開拓
新潟県	新潟県	長岡	NPO法人地域循環ネットワーク	就労体験の受け入れ(学校給食残渣の回収→家畜飼料に再利用)
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	岐阜県パーソナル・サポート・センター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク 等
			岐阜県総合人材チャレンジセンター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲の向上を目的としたグループワーク 等
三重県	名張市	名張市	サンド	挨拶や履歴書の書き方等の指導
京都府	京都府	南部	京都ジョブパーク 福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集 セミナー参加者の募集
		北部	京都ジョブパーク 福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集 セミナー参加者の募集
	京丹後市	京丹後市全域	NPO法人ワーカーズコープ	就労に関するセミナーのみの委託
			社会福祉協議会 社会福祉法人よさのうみ福祉会 農園	デイサービスの就労体験受け入れ 就労に関するセミナーのみの委託 農業の就労体験の受け入れ
兵庫県	神戸市	神戸市	手作りパンの店ピノキオ	就労体験の受け入れ
			須磨浦ゴーゴーズカフェ	就労体験の受け入れ
			須磨荘シーパル須磨	就労体験の受け入れ
			福原製麺所	就労体験の受け入れ
			有限会社富士商会	就労体験の受け入れ
島根県	島根県	松江市	NPO法人ユースネットしまね	居場所づくり。
徳島県	徳島県	県内全市町村	フードバンクとくしま リサイクルショップaya	就労体験・訓練、ボランティア活動 就労訓練の受け入れ
熊本県	菊池市	菊池圏域	社会福祉法人菊愛会	高齢者福祉施設への就労体験の受け入れ
			社会福祉法人	障がい者福祉施設への就労体験の受け入れ

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
大分県	大分県	東部圏域	(社福)大分県社会福祉事業団 (社福)陽谷福祉会	障がい者への就労訓練への協力 高齢者施設での就労体験
			地域若者サポートステーション	就労に向けた訓練プログラムの検討
	臼杵市	臼杵市	NPO法人ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援
沖縄県	沖縄県	南部・宮古・八重山圏域	沖縄労働局、ハローワーク(グジョブセンターおきなわ内・外)	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			就職・生活支援パーソナル・サポート・センター 南部事務所(沖縄振興特別推進交付金による)	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			就労サポートセンター(労協自主事業)	公的機関が行っていないセミナー・訓練、支援調整会議等
			那覇市就職・生活支援バックアップセンター【住宅支援給付事業】(主管課:那覇市保健管)	セミナーと個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			那覇市保護管理課自立支援班	個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			なはし就職なんでも相談センター(主管課:那覇市商工農水課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			若者サポートステーションなは(主管課:沖縄県商工労働部労政能力開発課)	若年者ジョブトレ、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			沖縄県キャリアセンター(主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
		北部・中部圏域	ハローワーク	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			就職・生活支援パーソナル・サポート・センター 中部事務所(沖縄振興特別推進交付金による)	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			パーソナル・サポート事業[主管課:沖縄県商工労働部雇用政策課、委託先:(公財)沖縄県労協]	

### 3 実施方法（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- 就労訓練事業（中間的就労）の推進については、68のモデル事業実施自治体のうち23（34%）が実施。その実施方法については、社会福祉協議会やNPO法人などに対して委託しているケースが多い（78.3%）。

(1) 就労訓練事業（中間的就労）の推進の実施方法



(2) 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	6	33.30%
NPO	4	22.20%
民間法人	2	11.10%
未定	4	22.20%
その他	2	11.10%
合計	18	100.00%

### 4 取り組んでいる団体・組織・内容（就労訓練事業（中間的就労）の推進）

- リサイクルショップ、食堂、農業、高齢者施設など、中間的就労を受け入れている事業所は様々であるが、法人格をみると社会福祉法人やNPO法人が多い。生活困窮者に対する就労支援の一環として、中間的就労の利用の場を提供することは重要であり、法の施行に向け、地域において受け皿の確保が必要。

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
北海道	札幌市	厚別区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
		豊平区	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
			札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
千葉県	千葉市	中央区	社会福祉法人生活クラブ	施設内の環境整備、福祉用具管理等
	佐倉市	佐倉市	社会福祉法人生活クラブ	就労訓練事業、支援員養成講座
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	NPO法人 チュラサンガ	・就農(仲間で農作し収穫し、仲間で収益を分け合う)
			NPO法人 仕事工房ポポロ	・古紙回収 等・販促品の包装作業等・農業体験
			NPO法人 コミュニティサポートスクエア	・法人経営喫茶へのインターン就労
			りあらいず和	・A型就労作業所での就労(サービス外)
			上石津木の駅プロジェクト	・間伐材の薪割作業

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
三重県	名張市	名張市	NPO法人アガベの家	農業
			名張市立病院 保育所運営協議会	環境整備
京都府	京丹後市	京丹後市全域	未定	京丹後市において、どのような中間的就労ができるかの調査研究及び啓発事業を委託
島根県	島根県	松江市	社会福祉法人しらゆり会	施設への就労体験の受け入れ(検討中)
徳島県	徳島県	徳島県	徳島県労働者福祉協議会	のんびり茶屋、フードバンクとくしま
大分県	臼杵市	臼杵市	ワーカーズコープ	サボステを活用した若者の自立・就労支援

# 生活困窮者自立促進支援モデル事業実施状況調査集計結果 (家計相談支援事業)(抜粋)について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（家計相談支援に関する調査・研究事業）において、家計相談支援機関の設置・運営指針を作成するため、モデル事業を実施する自治体（68箇所）を対象に実施状況調査を実施。

【実施機関】 株式会社日本総合研究所

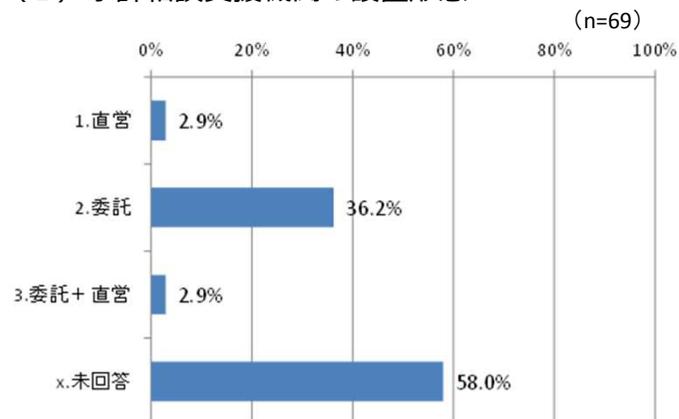
【調査期間】 平成25年10月21日～11月1日

【回収状況】 56 / 68自治体（回収率82.4%）

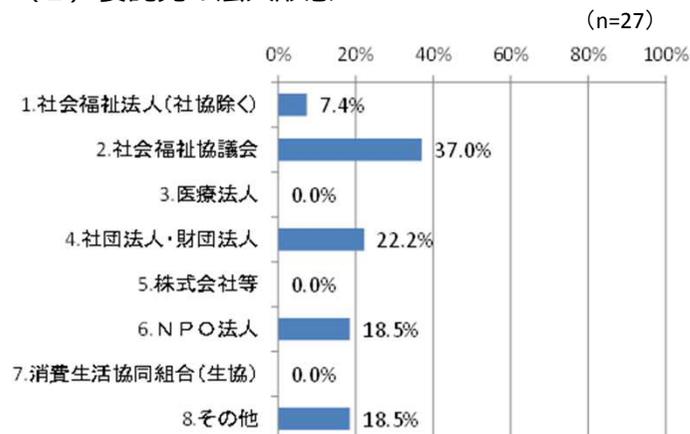
## 1 実施形態

- 家計相談支援事業を実施しない自治体も調査対象としているため、「未回答」の割合が高くなっているが、実施自治体についてみると、委託（委託+直営含む）による設置が多数を占め、委託先は社会福祉協議会の割合が最も高い。
- また、自立相談支援機関に併設して家計相談支援機関を設置する自治体が多く、今後、これらの事業の役割分担を整理していくことが必要である。

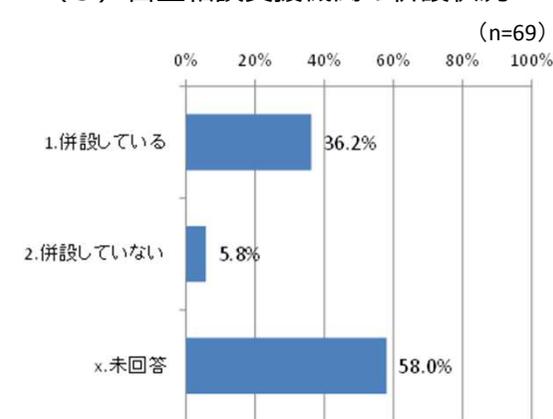
(1) 家計相談支援機関の設置形態



(2) 委託先の法人形態



(3) 自立相談支援機関の併設状況



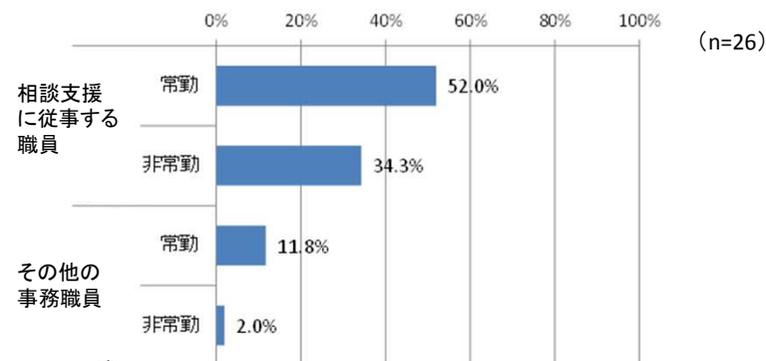
## 2 職員配置

- 自立相談支援事業との兼務職員を含むため、特に県内全体を対象とする場合は配置職員の総人数が10名を超える自治体も見られるが、1～2人程度の自治体の割合が多い。
- また、職員の保有資格についてみると、ファイナンシャルプランナーや社会福祉士・社会福祉主事の資格を保有する者が多く配置されている。

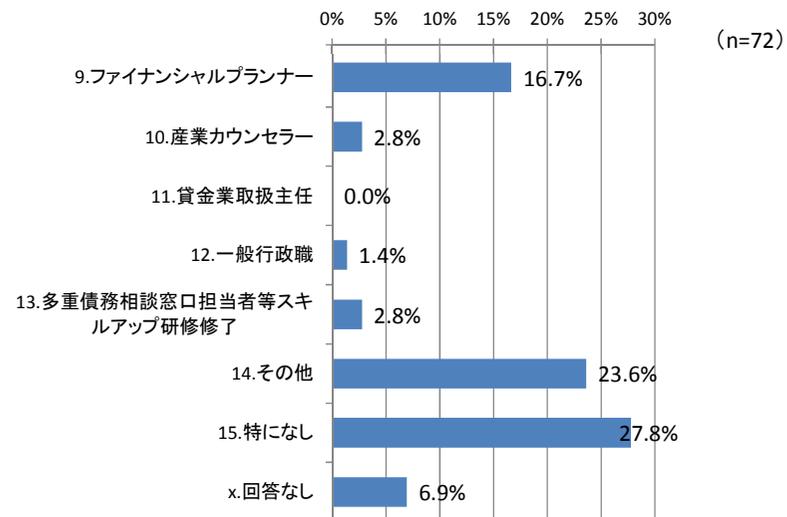
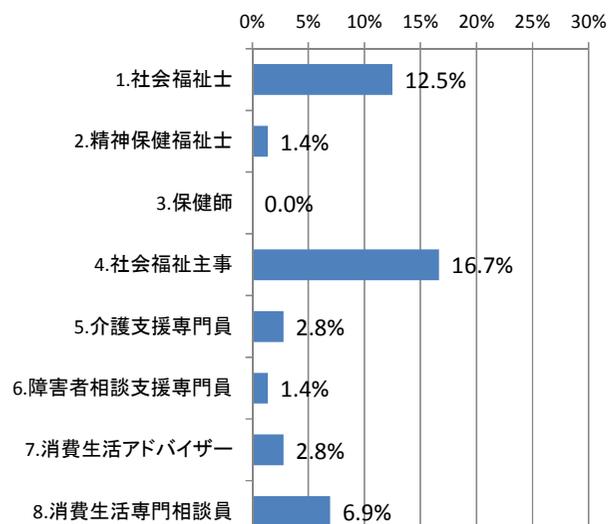
(1) 家計相談支援機関の職員配置予定（総人数）

配置予定人数	圏域数	構成比
1人	7	26.9%
2人	5	19.2%
3人	4	15.4%
4人	3	11.5%
5人	3	11.5%
6人	2	7.7%
11人	1	3.8%
23人	1	3.8%
全体	26	100.0%

(2) 家計相談支援機関の職員配置予定（内訳）



(3) 家計相談支援に従事する職員の保有資格等



# 子ども・若者の生活困窮支援に関する取組実態調査(抜粋)について

## 調査の概要

- 平成25年度社会福祉推進事業（子ども・若者の生活困窮者支援に関する研究事業）において、子どもの貧困の連鎖を防止するための施策のあり方を研究するため、全国1742市区町村を対象に実態調査を実施。

【実施機関】 国立大学法人東京学芸大学

【調査期間】 平成25年10月～11月

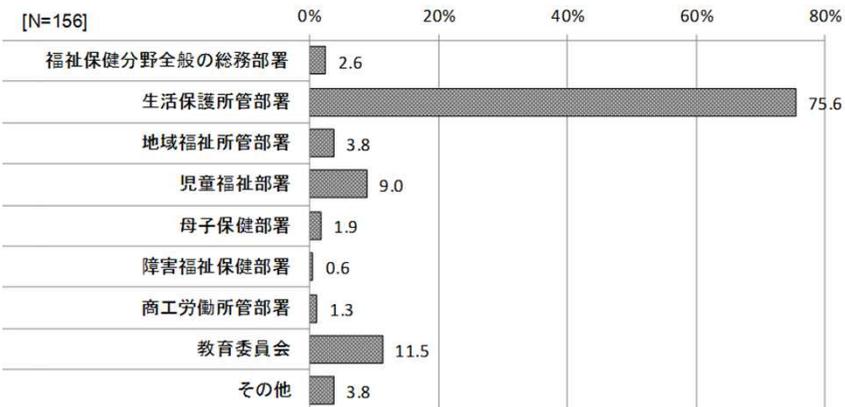
【回収状況】 1016箇所／1742箇所（回収率58.3%）

- ※ 本調査は全国の自治体における悉皆調査であり、平成25年度生活困窮者自立促進支援モデル事業（学習支援事業実施の17自治体）及び生活保護世帯の子ども等の健全育成支援事業（94自治体、中学1～3年生を対象に実施）も内数に含まれる。

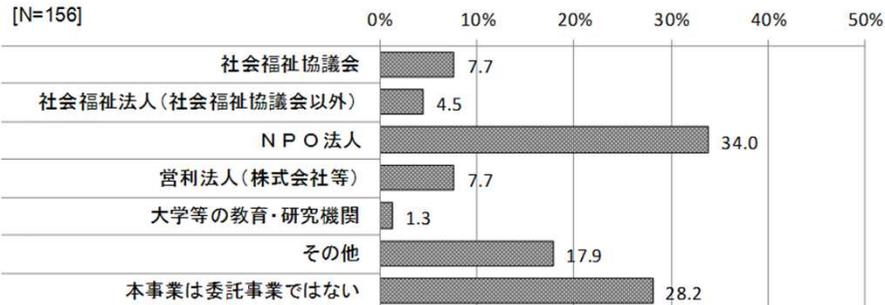
## 1 実施形態

- 事業の所管部署については、生活保護担当部署が最も多く75.6%、次いで教育委員会が11.5%、児童福祉部署が9%となっている。
- 事業の実施主体は、市区町村がもっとも多く85.9%、次いで都道府県が14.1%である。
- 事業の委託先は、NPO法人への委託が34%で最も多く、その他（社団法人、財団法人、学校法人等）が約18%となっており、委託事業でない割合が約28%である。
- 学習支援を行うスタッフは、有資格者は少なく、雇用関係がなく交通費等のみ支弁している場合が多い。
- スタッフに対する研修については、特に実施していない割合が最も多いが、研修を実施している場合には、実際の学習支援に携わる中でOJTで知識・スキルを習得させている割合、OJT以外に研修を実施している割合が一定程度ある。
- 事業の実施場所は、一時開設する場所として公民館、生涯学習センター等が多く、次いで児童養護施設、特別養護老人ホーム等が多い。常時開設する場所としては、NPOや企業等の施設が多い。

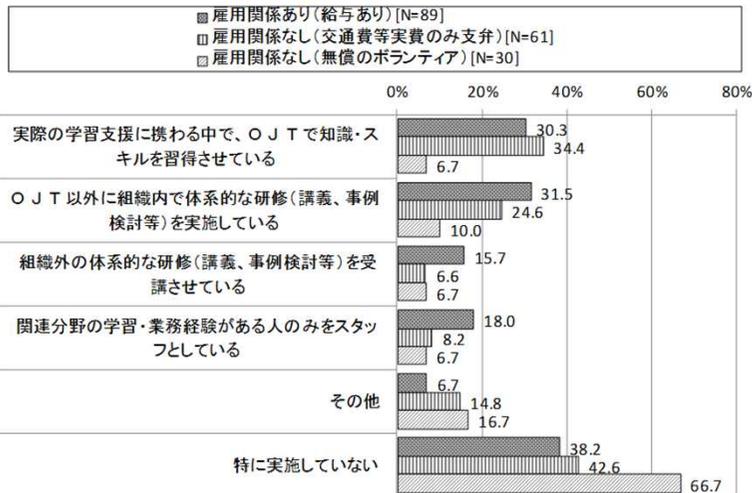
### (1) 所管部署



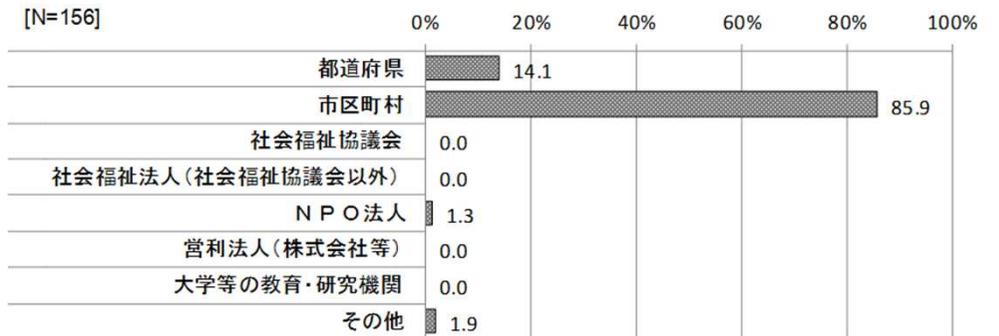
### (3) 委託先



### (5) スタッフに対する研修



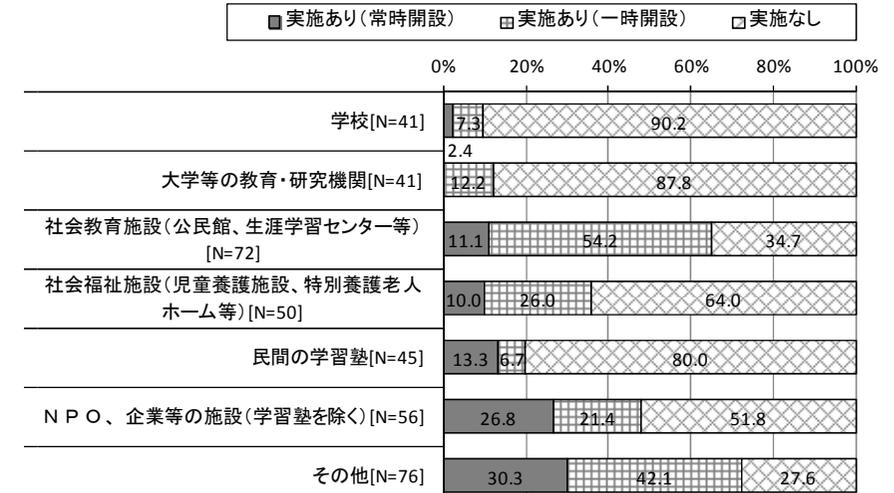
### (2) 実施主体



### (4) 学習支援スタッフ(1事業あたり平均人数)

雇用関係	教諭(養護教諭含む)、保育士	医師、保健師、看護師	臨床心理士、児童心理司(類似資格含む)	社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士	その他	資格なし
雇用関係あり(給与あり)	3人	0人	0人	0人	4人	3人
雇用関係なし(交通費等実費のみ支弁)	1人	0人	0人	0人	8人	19人
雇用関係なし(無償のボランティア)	0人	0人	0人	0人	2人	4人

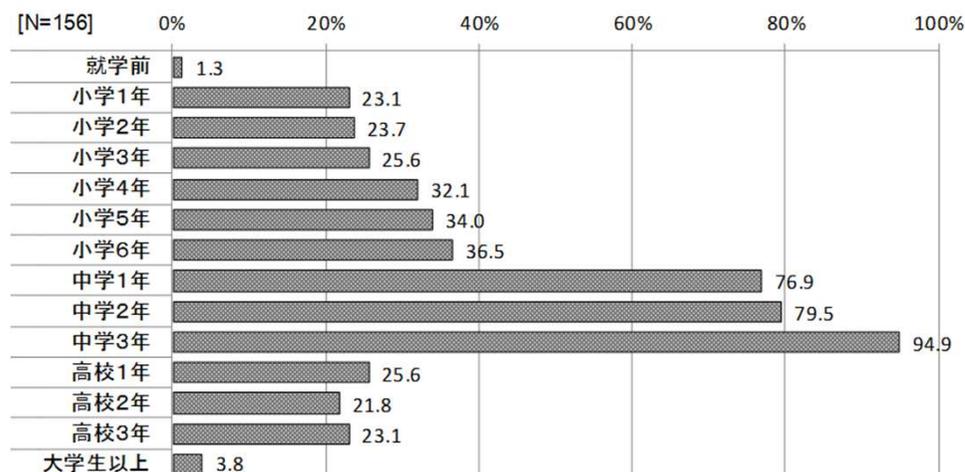
### (6) 実施場所



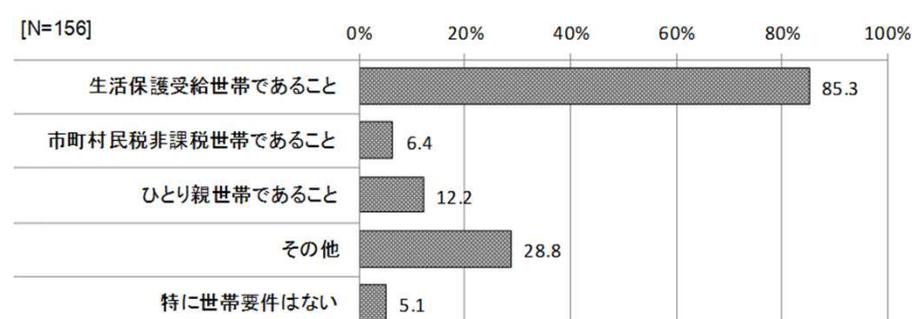
## 2 支援対象者

- 事業の対象となる子どもの学年は、中学3年生が約95%で最も多いが、中学1年生、中学2年生が8割弱で、主に中学生が対象となっている。
- 世帯要件は、生活保護受給世帯であることがもっとも多く85.3%、次いでひとり親世帯であることが12.2%、市町村民税非課税世帯であることが6.4%である。なお、その他としては、生活保護受給世帯に準ずること、定性的に生活困窮が認められる世帯であること等が挙げられている。
- 居住地要件は、事業実施拠点が存在する市区町村内とする自治体が多く、小学校、中学校区内としているところもみられる。
- 対象者数は、21～50人がもっとも多く30.5%、次いで1～20人が28.4%であり、うち生活保護受給世帯の子どもの人数については、1～20人がもっとも多く38.336.7%、次いで21～50人が32.0%となっている。

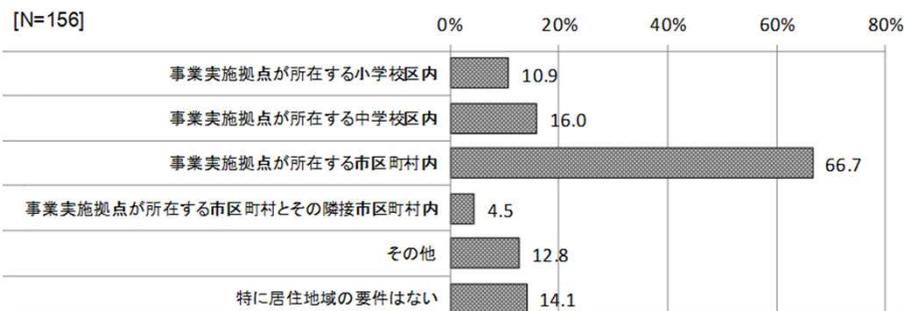
### (1) 対象となる子どもの学年



### (2) 世帯要件



### (3) 居住地要件



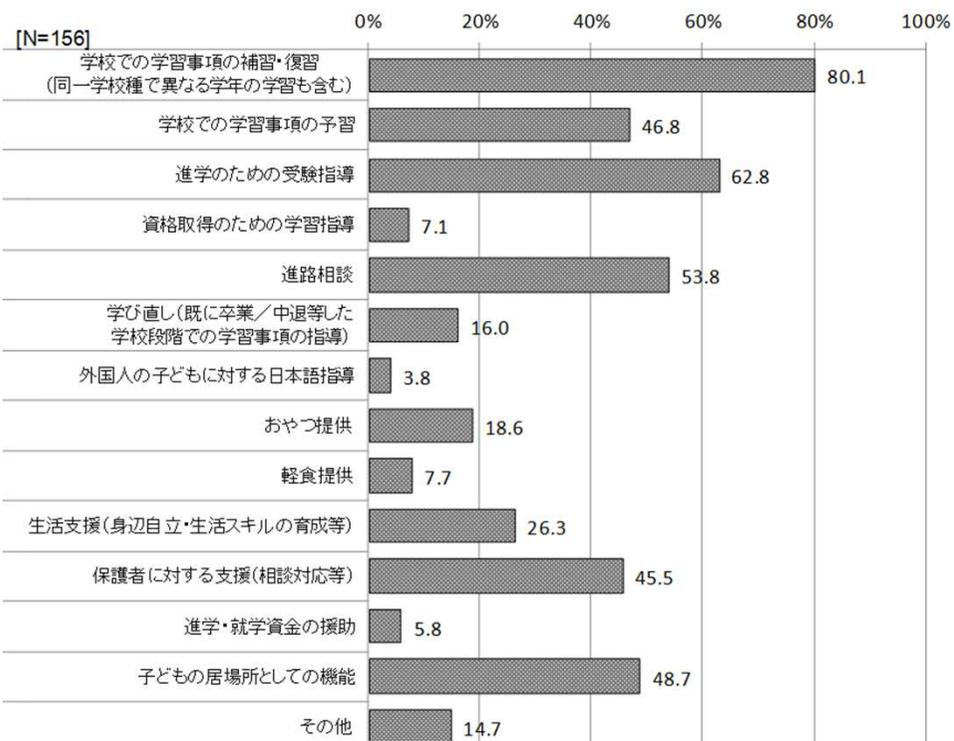
### (4) 対象者数



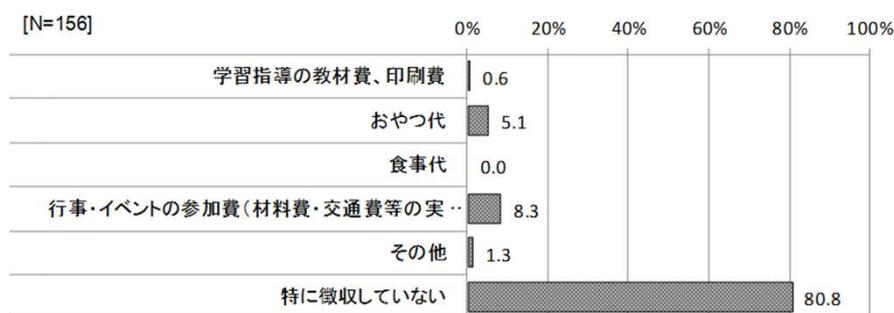
### 3 事業内容

- 事業の内容としては、学校での学習事項の補習、復習が8割以上、次いで進学受験指導や進路相談が多くなっている。
- 事業実施に当たり、8割以上の自治体で利用料は徴収していないが、おやつ代や行事・イベント等の参加費などの実費については徴収している例がある。
- 事業への参画を促す方法については、生活保護のケースワーカーが声をかけている例が約8割を占めている。次いで、案内のハガキ等を個別送付している（25.6%）、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が声をかけている（18.6%）となっている。なお、その他としては、相談員・支援員による声かけ、学校での案内状配布、メールマガジンによる周知等がある。
- 一年間の事業費については、500～1000万円未満が23.9%と最も多く、次いで1～100万円未満及び1000万円以上が17.7%である。そのうち自治体負担額は、0円が68.3%と最も多く、次いで1～100万円が13.5%である。活用している国の事業としては、セーフティネット補助金、要保護児童生徒援助費補助金、ひとり親家庭生活支援事業等が挙げられ、国負担額は500～1000万円未満が21.5%と最も多く、次いで1～100万円が20.4%である。

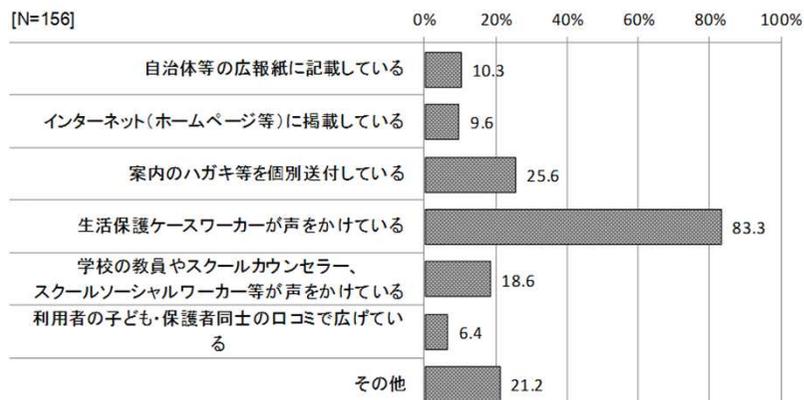
#### (1) 事業内容



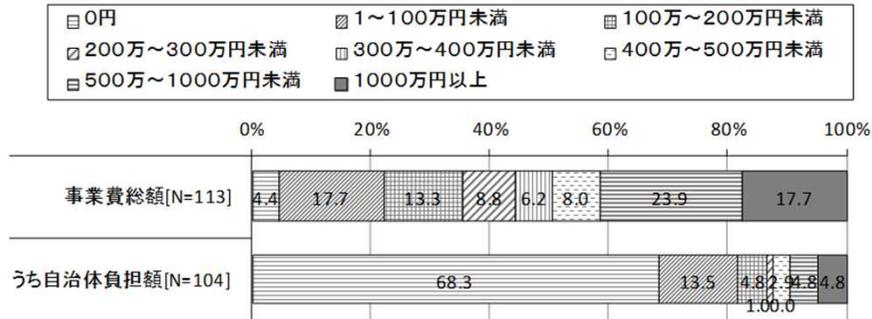
#### (2) 利用料の徴収



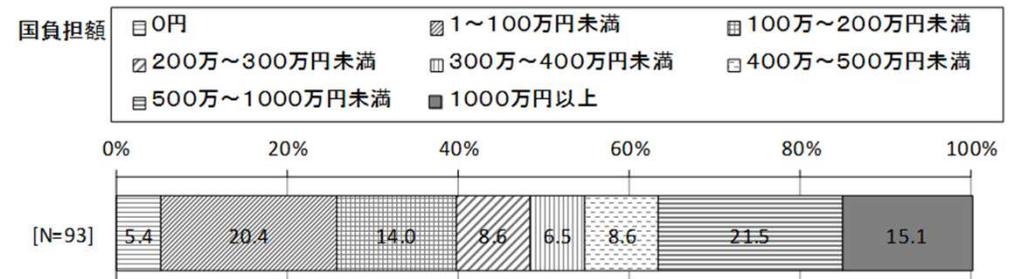
#### (3) 参画促進の方法



#### (4) 1年間の事業費



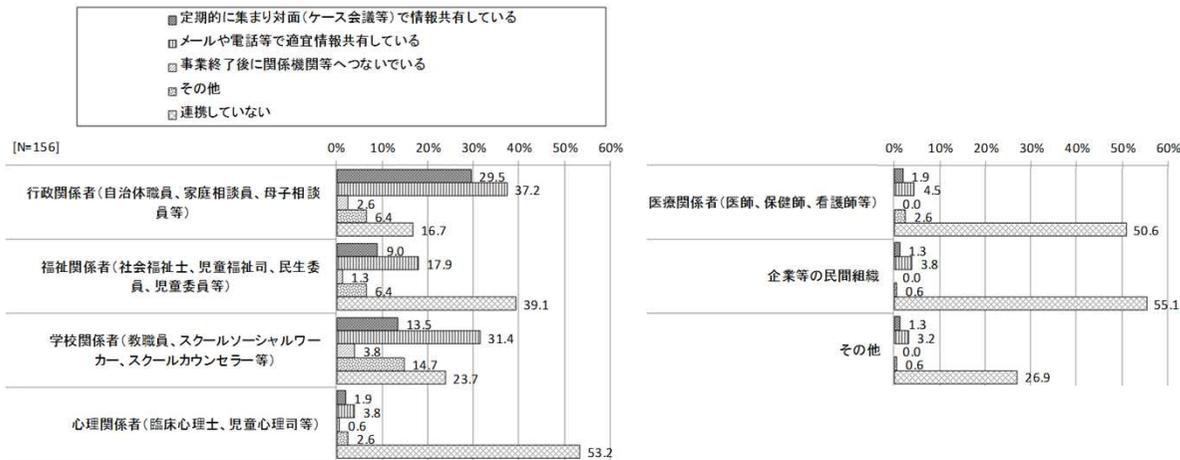
#### (5) 国庫負担額



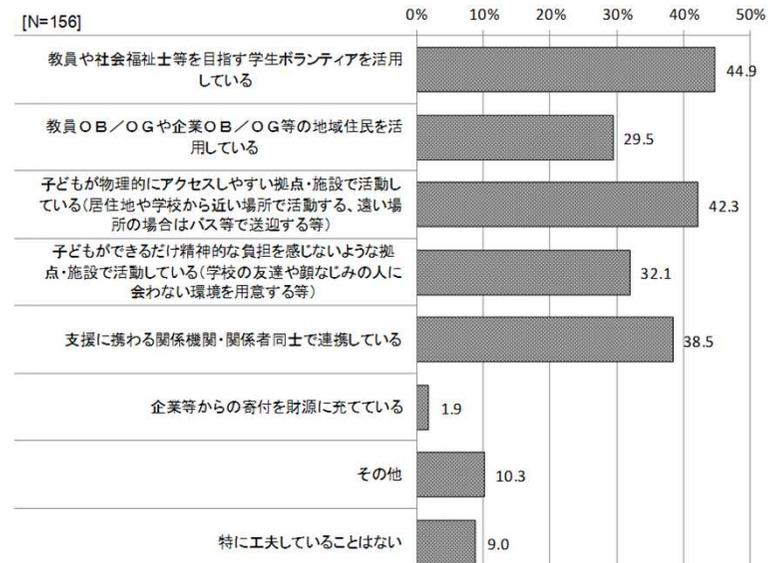
### 4 その他

- 関係者との連携状況については、行政関係者（自治体職員、家庭相談員、母子相談員等）とは、メールや電話等で適宜情報共有している割合がもっとも多く37.2%、次いで定期的に集まり対面（ケース会議等）で情報共有されている割合が多い。
- 事業実施体制について工夫していることについては、教員や社会福祉士等を目指す学生ボランティアを活用している割合が44.9%でもっとも多く、次いで子どもが物理的にアクセスしやすい拠点・施設で活動している割合が42.3%、支援に携わる関係機関・関係者同士で連携しているが38.5%である。

#### (1) 関係者との連携状況



#### (2) 事業実施体制について工夫していること



# 参 考

# 生活困窮者のイメージ

	対象者のイメージ	支援の内容	ハローワークと自治体による一体的就労支援
生活困窮層 (現に生活保護受給に至っていないが、今後そのおそれがある層)	<p>○主として、福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)</p> <hr/> <p>※以下の者のうち、経済的に困窮する一部のものについても生活困窮者に含まれ得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規雇用労働者 平成12年:26.0% →平成24年:35.2%</li> <li>・年収200万円以下の給与所得者 平成12年:18.4% →平成23年:23.4%</li> <li>・高校中退者:約5.4万人(平成23年度)、中高不登校:約15.1万人(平成23年度)</li> <li>・ニート:約60万人(平成24年度)、ひきこもり:約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)</li> <li>・生活保護受給世帯のうち、約25%(母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金、就労準備支援事業等</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域若者サポートステーションやひきこもり支援センターなどの既存支援機関につなぐことが基本</li> </ul>	
生活保護受給層	<p>○生活保護受給者のうち、稼働年齢層で就労支援が必要とされる者は約36.9万人(平成23年度)</p> <p>(参考)生活保護を新規に開始した者のうち、稼働年齢層で就労支援が必要な者は約8.8万人(平成23年度推計値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づく被保護者就労支援事業等</li> </ul>	

# 生活困窮者自立支援法の各事業の要件について

事業名	事業内容	対象要件
自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施	特になし
住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給	<p>現行の住宅支援給付の要件を基に、省令において収入及び資産要件を設定</p> <p>(参考) 住宅支援給付の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入要件(東京都区の場合、月収) 単身世帯：13.8万円未満 2人世帯：17.2万円以下</li> <li>・資産要件 単身世帯：50万円以下 2人世帯：100万円以下</li> </ul>
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施	省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を設定する予定
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施	省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を設定する予定
家計相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施	特になし
学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を実施	各実施主体において、地域の実情を踏まえ対象者を設定

## 求職者支援制度と生活困窮者自立支援制度の役割分担について

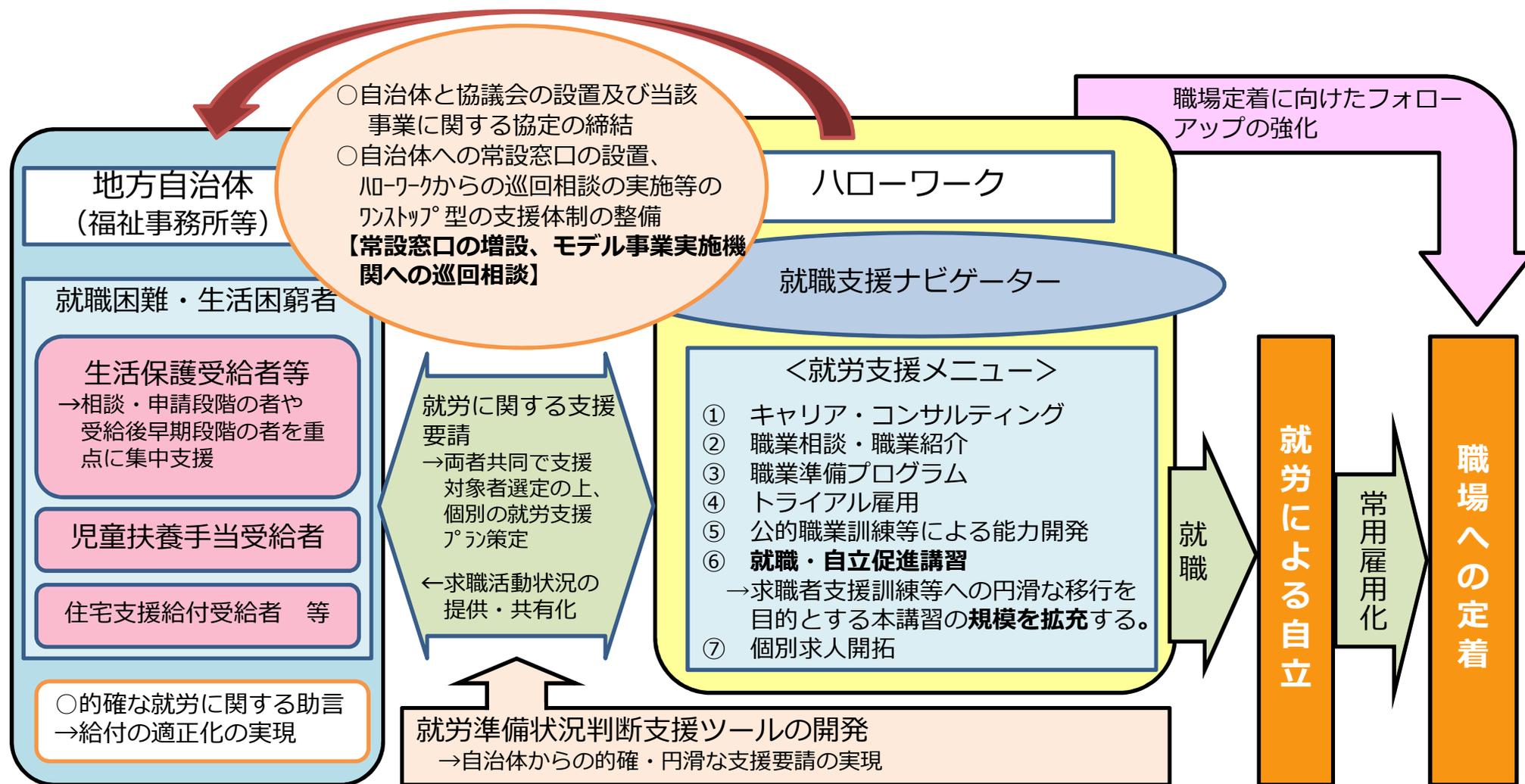
	求職者支援制度	生活困窮者自立支援制度
制度の趣旨	○ 雇用を通じた第1のセーフティネットと生活保護という第3のセーフティネットの間の第2のセーフティネットとして機能するもの。	
制度の目的	○ 雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の受講機会を提供すること等により、就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的。	○ 生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的。
実施主体	国(ハローワーク)	福祉事務所設置自治体
対象者	○ 雇用保険を受給できない求職者であって、就労への意欲と基礎的能力のある者。	○ 就職活動を行うために必要な生活習慣や社会参加能力の形成等が必要な生活困窮者。
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間教育訓練機関が実施する就職に資する職業訓練の受講機会を提供。</li> <li>○ 訓練受講中、職業訓練受講給付金(10万円+交通費)を支給。(一定の要件あり)</li> <li>○ 訓練の受講前、受講中、終了後において、一貫してハローワークが就職支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般就労に向け、生活習慣や社会参加能力等を形成するための訓練を実施。</li> <li>○ 訓練実施期間中、住居確保給付金(家賃相当額)を支給。(一定の要件あり)</li> <li>○ その他、必要に応じて、日常生活上の相談支援等を受けることが可能。</li> </ul>

**生活困窮者の就労支援に当たっては、求職者支援制度と生活困窮者自立支援制度の適切な役割分担の下、生活困窮者の個々の段階に応じて連続的に行われていくことが重要。**

# 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度に新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を創設。

さらに、平成26年度は、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、「生活困窮者の自立の支援に関する法律」の円滑な施行（平成27年度～）に向けて、**生活困窮者自立促進支援モデル事業実施機関への巡回相談を実施**し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



# 生活困窮者自立支援法案に対する衆議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年12月4日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

# 生活困窮者自立支援法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年11月12日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。